

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年4月1日
(第20期) 至 平成29年3月31日

株式会社アイロムグループ

(E05352)

第20期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社アイロムグループ

目 次

頁

第20期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	12
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	19
6 【研究開発活動】	19
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
第3 【設備の状況】	22
1 【設備投資等の概要】	22
2 【主要な設備の状況】	23
3 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【自己株式の取得等の状況】	33
3 【配当政策】	34
4 【株価の推移】	34
5 【役員の状況】	35
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	38
第5 【経理の状況】	44
1 【連結財務諸表等】	45
2 【財務諸表等】	73
第6 【提出会社の株式事務の概要】	82
第7 【提出会社の参考情報】	83
1 【提出会社の親会社等の情報】	83
2 【その他の参考情報】	83
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	84

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月28日
【事業年度】	第20期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
【会社名】	株式会社アイロムグループ
【英訳名】	I'rom Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 豊隆
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目10番2号
【電話番号】	03(3264)3148(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 財務経理本部担当 犬飼 広明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目10番2号
【電話番号】	03(3264)3148(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 財務経理本部担当 犬飼 広明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
売上高 (百万円)	6,704	4,011	4,134	4,114	4,890
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	587	△322	△600	△807	272
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	1,751	△294	△606	△868	204
包括利益 (百万円)	1,750	△218	△669	△829	84
純資産額 (百万円)	4,021	4,486	4,613	3,681	4,473
総資産額 (百万円)	5,832	6,029	6,839	5,969	8,518
1株当たり純資産額 (円)	428.60	434.38	419.05	342.49	378.73
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	187.25	△30.85	△59.12	△81.87	18.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	18.72
自己資本比率 (%)	68.7	73.5	65.0	60.9	50.7
自己資本利益率 (%)	55.9	△7.0	△13.7	△21.5	5.1
株価収益率 (倍)	3.2	—	—	—	73.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△625	△45	△785	△271	△826
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,868	△421	△471	△371	△1,648
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,175	26	1,242	△76	2,029
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	1,922	1,592	1,595	864	436
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	302 (55)	308 (60)	338 (66)	359 (81)	391 (105)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第16期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3 第17期、第18期、第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
売上高 (百万円)	415	410	549	766	731
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	677	25	13	△334	89
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	727	81	7	△339	105
資本金 (百万円)	6,286	2,687	3,037	3,037	3,384
発行済株式総数 (株)	935,142	10,203,665	10,623,665	10,623,665	11,423,665
純資産額 (百万円)	2,700	3,483	4,206	3,885	4,503
総資産額 (百万円)	3,131	3,653	5,229	4,713	5,578
1株当たり純資産額 (円)	287.35	340.02	387.06	362.55	389.31
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	77.74	8.53	0.74	△32.02	9.66
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	8.51	0.73	—	9.63
自己資本比率 (%)	85.8	94.9	78.5	81.6	79.6
自己資本利益率 (%)	31.3	2.6	0.2	△8.5	2.5
株価収益率 (倍)	7.7	88.9	2,383.8	—	141.9
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	—	20	23	48	43
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(3)	(5)	(7)	(7)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第16期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	事項
平成9年4月	医薬品の臨床試験の受託、仲介を目的として、東京都千代田区神田駿河台に当社を設立し、治験施設支援事業(以下「SMO事業」という。)を開始
平成9年12月	医療関連スタッフの紹介等を目的として、(有)ウッズスタッフ(平成17年12月付にて(株)アイロムスタッフに商号変更)を設立
平成13年2月	大阪市城東区に大阪サテライトオフィスを開設
平成13年6月	医療機関等への不動産賃貸事業を開始
平成14年3月	医療機関等への融資、コンサルティング等を行うため、(株)アイロムメディック(現 (株)アイロムPM)を設立
平成15年6月	本店所在地を東京都品川区大崎に移転
平成15年10月	JASDAQ市場に株式公開
平成16年5月	北海道地区におけるSMO事業展開を目的として、(株)ザ・プロスタッフとの合弁会社アイロム・プロスタッフ(株)(平成21年1月付にて(株)アイロムビジネスデベロップメントに商号変更)を設立
平成16年11月	九州支店開設

年月	事項
平成17年 1 月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
平成17年 4 月	薬局の展開を目的として、(株)ヒノミ薬品(平成17年12月付にて(株)アイロムロハスへ、平成25年 8 月付にて(株)アスポメディコに商号変更)の株式を取得し、連結子会社化
平成17年 7 月	医薬品等の製造販売の委受託事業進出を目的として、小林製薬工業(株)(平成18年 4 月付にてアイロム製薬(株)に商号変更)の株式を取得し、連結子会社化
平成18年 5 月	医薬品等の販売事業の効率的な事業体制の構築のため、(株)アポテカ(平成25年 9 月付にて(株)インに商号変更)の全株式を取得し、連結子会社化
平成18年10月	(株)アイロムが(株)アイロムホールディングス(現 (株)アイロムグループ)に商号変更し、会社分割により持株会社体制へ移行するために、SMO事業を新たに設立する連結子会社(株)アイロムに承継(新設分割)するとともに、メディカルサポート事業を(株)アイロムメディック(現 (株)アイロムPM)に承継(吸収分割)
平成19年 1 月	関東地区における開発業務受託機関事業(以下「CRO事業」という。)への参入のため、(株)アイクロス(平成26年 9 月付にて(株)アイクロスジャパンに商号変更)を設立
平成22年 9 月	当社が保有する(株)アイロムスタッフの全株式をアポプラスステーション(株)に譲渡
平成23年 1 月	介護用品等の販売を行うため(株)シニア・ケア(平成26年 9 月付にて(株)アイクロスに商号変更)を設立
平成23年 9 月	豪州において、HEALTHY CLINICAL RESEARCH PTY LTD(現I'ROM ASSET MANAGEMENT PTY LTD)の全株式を取得し、子会社化
平成23年11月	当社が保有するアイロム製薬(株)の全株式を共和薬品工業(株)に譲渡
平成24年 7 月	本店所在地を東京都千代田区富士見に移転
平成24年12月	(株)アイロムロハス(平成25年 8 月付にて(株)アスポメディコに商号変更)、(株)アポテカ(平成25年 9 月付にて(株)インに商号変更)、(株)ウイング湘南にて展開していた医薬品等の販売事業(ドラッグストア事業、調剤事業)につき、(株)ウィーズホールディングスグループの(株)リーフにドラッグストア事業を、同じく(株)アポステータスに調剤事業を譲渡
平成25年 3 月	九州地区におけるSMO事業強化のため、(株)アイロムが(有)クリニカルサポート(現 (株)アイロムCS)の全株式を取得し、連結子会社化
平成25年10月	東北、関東、関西地区におけるSMO事業強化のため、(株)アイロムがMCフィールズ(株)の株式を取得し、連結子会社化
平成26年 1 月	遺伝子創薬、細胞・再生医療等の先端医療事業を行うべく、株式交換によりディナベック(株)(現(株)IDファーマ)を連結子会社化
平成27年 4 月	再生医療並びに遺伝子治療分野において、研究・開発・製造・各種承認取得及び販売等を担う製薬企業を目指すという企業ビジョンを明確にするため、ディナベック(株)から(株)IDファーマに商号変更
平成27年 7 月	グループ事業を推進し、且つ主たるグループ企業各社の管理機能を担うことを明らかにするため(株)アイロムホールディングスから(株)アイロムグループに商号変更 (有)クリニカルサポートが(株)アイロムCSに、(株)アイロムメディックが(株)アイロムプロパティマネジメントに商号変更
平成28年 5 月	北海道エリアにおけるSMO事業強化のため、(株)ナカジマ薬局との合併会社である(株)アイロムNAを設立
平成28年 9 月	(株)アイロムプロパティマネジメントが(株)アイロムPMに商号変更
平成28年12月	豪州の臨床試験実施施設を運営するCMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTDの株式を61%取得し、連結子会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、(株)アイロムグループ（当社）、連結子会社17社（(株)アイロム、(株)アイロムC S、MCフィールズ(株)、(株)アイロムPM、(株)アイクロスジャパン、(株)アイクロス、CMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD、(株)IDファーマ等）及び関連会社1社（CJ PARTNERS(株)）により構成されており、より良い医療環境実現のため、医療関連分野における統合医療サポート企業として、様々な事業を展開しております。なお、CJ PARTNERS(株)は持分法を適用した関連会社であります。

当社グループの事業における位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) SMO事業

SMO（Site Management Organization、治験施設支援機関）は、臨床試験の実施に係る業務の一部を実施医療機関から受託または代行する治験施設支援機関として位置づけられております。当社グループは、医薬品等に関する臨床試験計画の立案及び医療機関/治験責任医師の選定段階から関与し、第Ⅰ相から第Ⅳ相にいたる臨床試験の実施に係る支援業務を包括的に受託し、SMO業務を提供しております。臨床試験は、倫理性、科学性及び信頼性の確保が必要なことから、GCP（Good Clinical Practice、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令）、治験実施計画書（Protocol）及びSOP（Standard Operating Procedure、標準業務手順書）等の厳格なルールに基づいて実施されます。

（主な関係会社）(株)アイロム、(株)アイロムC S、MCフィールズ(株)

(2) メディカルサポート事業

クリニックモール（同一フロア内に診療科目の異なるクリニックが集まった複合型医療施設）の設置及び賃貸等やそれに付随する業務、医業コンサルティング等、医業経営を全般的かつ包括的に支援する事業を主として行っております。

（主な関係会社）(株)アイロムPM

(3) 新規事業

CRO（Contract Research Organization、開発業務受託機関）分野においては、国内では企業主導治験をはじめとして、医師主導治験を行う大学等に向けて、医薬品・医療機器開発のあらゆる段階における調査、企画、モニタリング、コンサルティングサービスの提供、海外ではオーストラリアでの早期臨床試験の実施支援を通じ、国内製薬企業等のグローバル開発を支援しています。また、先端医療分野においては高性能かつ安全性の高いベクター技術を用いて、遺伝子治療製剤の開発およびiPS細胞関連技術等を基盤とした再生医療領域における開発と事業化を行っております。

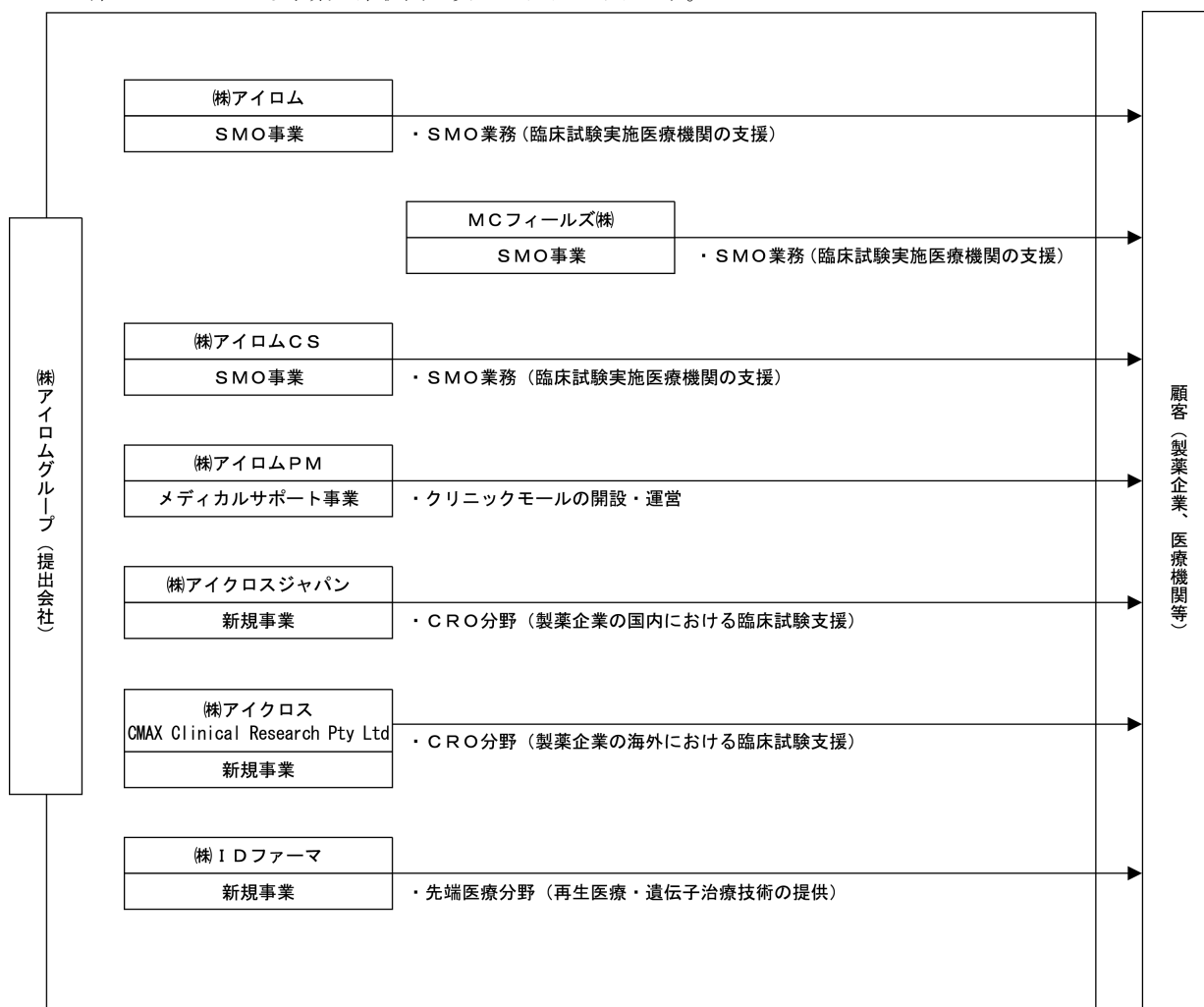
（主な関係会社）(株)アイクロスジャパン、(株)アイクロス、CMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD、(株)IDファーマ

(4) その他

上記以外の事業を行っております。

なお、当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの主な事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

平成29年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)アイロム (注) 4、5	東京都千代田区	50	SMO事業	100.0	役員の兼任
(株)アイロムCS	福岡県福岡市	3	SMO事業	100.0	役員の兼任
MC フィールズ(株)	東京都港区	15	SMO事業	100.0 (100.0)	役務の提供
(株)アイロムPM (注) 4、6	東京都千代田区	11	メディカルサポート 事業	100.0	役務の提供
(株)アイクロスジャパン	東京都千代田区	50	新規事業	100.0	役務の提供
(株)アイクロス	東京都千代田区	0	新規事業	100.0	役務の提供
C MAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD	豪州 アデレード市	0	新規事業	61.0	役員の兼任
(株)IDファーマ	茨城県つくば市	30	新規事業	100.0	役員の兼任
その他9社					
(持分法適用関連会社)					
CJ PARTNERS(株)	東京都港区	0	その他	22.2	

(注) 1 上記会社のうちには、有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

2 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

3 「議決権の所有割合」欄の()につきましては、間接所有割合であります。

4 特定子会社であります。

5 (株)アイロムについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

①売上高 2,632百万円

②経常利益 340百万円

③当期純利益 173百万円

④純資産額 704百万円

⑤総資産額 2,058百万円

6 (株)アイロムPMについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメントの売上高に占める割合が90%を超えておりますので、主要な損益情報等の記載を省略しております。

7 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
SMO事業	318	(73)
メディカルサポート事業	1	(—)
新規事業	35	(25)
その他	1	(—)
全社（共通）	36	(7)
合計	391	(105)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定の業務に区分できない管理部門に所属している従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
43 (7)	41.5	8.4	5,678

セグメントの名称	従業員数(名)	
SMO事業	7	(—)
全社（共通）	36	(7)
合計	43	(7)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社に労働組合はありません。
 また、労働者との間に特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

①業績等の概況

医療業界は世界的に治療技術の発展が目覚ましい状況が続いています。遺伝子治療は免疫不全症・血液系疾患・代謝異常症などの難治性疾患に対する革新的な治療法として注目され、再生医療分野では様々な幹細胞から、再生医療等製品が創出されることが期待されています。そのような世界的な潮流の中で、当社グループは、新しい医療技術・医薬品の開発に貢献すべく、遺伝子治療・再生医療の領域において技術開発を推進するとともに、医薬品等の臨床開発を多角的に支援しています。

創業以来の中核事業であるSMO事業におきましては、従来の生活習慣病等の領域に引き続き注力するとともに、製薬企業の医薬品の開発ニーズの高い領域として、がんやその他の希少疾患にその事業領域を拡大しています。この新たな領域に対応すべく、CRC（臨床研究コーディネーター）の質を高めるため、教育研修制度や社内認定制度等の充実を図るとともに、積極的なM&Aや業務提携により、高度専門医療機関を中心とした医療機関との提携を広げています。

メディカルサポート事業においては、クリニックモールの開設・運営を通じて患者様の利便を図り通院の負担を軽減する医療環境の提案を行っています。そのほか医院・薬局などの新規開業のための診療圏の調査や物件紹介、事業計画の策定、医療機器の選定等を行い、クリニックの開業を目指す医師を強力にサポートしています。

新規事業のCRO分野ではSMO事業で培ったノウハウを活用して国内外において独自のサービスを提供しており、国内においては、大学発の新薬開発のための医師主導治験や医療機器の臨床研究を行う大学等の研究機関に向けての包括的な開発支援に加え、製薬企業の疫学研究・臨床研究を支援しています。また海外においてもオーストラリアを核として臨床試験に関わる現地企業との提携を強化することにより、早期臨床試験の実施場所として国内製薬企業等に紹介・提案を行い、グローバル開発を支援しています。

新規事業の先端医療分野では、基盤技術として持つセンダイウイルスベクター等のベクター技術を用いて、遺伝子創薬および再生医療の領域で研究開発を進めています。また、茨城県つくば市にあるGMP（Good Manufacturing Practice：医薬品等の製造管理および品質管理に関する基準）ベクター製造施設・CPC（Cell Processing Center：細胞培養加工施設）において、自社製品および開発品の製造を行うとともに、医薬品製造受託機関として、臨床用ベクター・遺伝子治療製剤・再生医療等製品を受託製造しています。

更に、当連結会計年度において、当社グループはオーストラリアにおける臨床試験事業のパイオニアであるCMA X CLINICAL RESEARCH PTY LTD（以下「CMA X」という。）の株式を取得し、平成28年12月に子会社化しました。CMA Xはグローバルな大規模臨床試験やFIH試験を含む早期臨床試験等の支援において豊富な実績を有しており、同社をグループ化することで、収益面での貢献に加えて、当社グループのSMO事業やCRO事業の品質強化と事業発展に寄与するものと考えています。また、CMA Xが持つ高度専門医療機関やグローバルファーマとのネットワークを活用することにより、当社グループの先端医療事業における自社開発品の研究・開発力の向上や、GMPベクター製造施設・CPCでの製造受託案件の受注機会創出が期待できます。

当社グループは、数年に渡り積極的なM&A、海外への事業展開、設備整備ならびに人材育成等、戦略的な投資を続けてまいりました。当連結会計年度におきましては、それらの投資の成果が基盤事業であるSMO事業の収益向上に現れつつあります。また、GMPベクター製造施設・CPCの稼働やCMA Xのグループ化により、今後の事業発展に向けた基盤が整ってきています。

その結果、売上高は4,890百万円（前年同期比18.9%増）、営業利益は212百万円（前年同期は営業損失480百万円）、経常利益は272百万円（前年同期は経常損失807百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は204百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失868百万円）となりました。

②セグメントの状況

セグメントの業績は次のとおりであります。

イ SMO事業

当セグメントにおきましては、大学病院や専門医療センター等の基幹病院との提携拡大が堅調に進んでおり、がんや難治性疾患等の領域の新規受託が好調に推移しています。臨床試験の稼働件数は堅調に推移しており、その中でも特にがん領域の割合が伸びています。従来からの基盤領域である生活習慣病等の領域における受託も順調に伸びています。また、前期から期ずれしていた大型案件については、適正な人員配置と徹底した事前準備により、開始後速やかな組入と業務支援を実施することができ、当連結会計年度の収益向上に大きく貢献しました。当セグメントにおいては、高度専門医療への臨床試験支援拡大に向けて、体制および人材の強化を図ってきましたが、そのような戦略投資が成果として現れてきています。

その結果、売上高は3,611百万円（前年同期比21.3%増）、営業利益は865百万円（前年同期比304.3%増）となりました。

ロ メディカルサポート事業

当セグメントにおきましては、開発事業者や不動産会社などと連携して、駅からのアクセスや地域における医療機関の需要など、様々な条件を満たす主に新築の物件を厳選してクリニックモールを開設しています。クリニックモールでの開業を検討する医師に対して開業支援を手がけるとともに、開業後の医療機関に臨床試験を紹介するなどその経営を多角的に支援しており、収益は堅調に推移しています。さらにクリニックモール事業で培ったネットワークや不動産取引のノウハウを活かして不動産事業を手がけています。また、新規事業の先端医療分野におけるGMPベクター製造施設・CPCを始め、当社グループの各事業の設備等を提供・整備することで、円滑な事業推進を支えています。

その結果、売上高は540百万円（前年同期比14.4%増）、営業利益は87百万円（前年同期比21.2%増）となりました。

ハ 新規事業

当セグメントにおきましては、国内CRO分野について、製薬企業・大学等向けの臨床開発支援サービスとして計画立案・モニタリング・データマネジメント・解析・総括報告書の作成等を受託しております。

一方、海外CRO分野については、国内の創薬ベンチャー企業から受注しているオーストラリアでの早期臨床試験について、顧客のニーズに合わせたサービスの提供を継続するとともに、CMA Xのグループ化により事業拡大を図っています。

先端医療分野では、GMPベクター製造施設・CPCの建設を進めてまいりましたが、当連結会計年度において試運転を含む、建設に関わる全ての工程が完了しました。また、当該施設は、平成29年3月に特定細胞加工物製造許可を厚生労働省関東信越厚生局から取得し、再生医療等製品に用いる細胞加工物の培養・加工の受託が可能となりました。遺伝子創薬領域においては、虚血肢治療剤のオーストラリアおよび中国での企業主導治験を積極的に推進しており、オーストラリアでは患者様への投与を開始しています。

再生医療領域においては、研究用iPS細胞作製キットの販売が堅調に推移しており、これに加え臨床用のiPS細胞作製キットの販売を開始しています。また、企業や研究機関等に対して、センダイウイルスベクターを用いたiPS細胞を作製する技術のライセンス活動を積極的に行っています。

その結果、売上高は723百万円（前年同期比13.4%増）、また、海外CRO分野においてクライアントの開発計画の変更により一部案件が延期となったことから、営業損失は5百万円（前年同期は営業利益88百万円）となりました。

ニ その他

その他の事業におきましては、ITインフラを活用した事業等により、売上高は14百万円（前年同期比43.9%減）、営業損失は52百万円（前年同期は営業損失173百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末のキャッシュ・フローについては、営業活動により826百万円減少し、投資活動により1,648百万円減少し、財務活動により2,029百万円増加した結果、現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、期首残高864百万円よりも428百万円減少し、436百万円（前年同期比49.6%減）となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、826百万円（前年同期は271百万円の支出）となりました。

これは、たな卸資産の増加1,054百万円が主な要因となっております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、1,648百万円（前年同期は371百万円の支出）となりました。

これは、子会社株式の取得による支出870百万円、有形固定資産の取得による支出634百万円が主な要因となっております。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、2,029百万円（前年同期は76百万円の支出）となりました。

これは、長期借入金の借入による収入971百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入690百万円が主な要因となっております。

（参考）キャッシュ・フロー関連指標の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
自己資本比率（％）	65.0	60.9	50.7
時価ベースの自己資本比率（％）	272.1	208.7	183.45
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年）	—	—	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	—	—	—

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

（注） 1 いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

2 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

3 キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを使用しております。

4 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利息を支払っている全ての負債を対象としております。

5 キャッシュ・フロー対有利子負債比率、インタレスト・カバレッジ・レシオは、営業キャッシュ・フローがマイナスであるため表示しておりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
SMO事業	3,878	27.2
合計	3,878	27.2

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記金額は販売価格によっております。
 3 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 4 メディカルサポート事業、新規事業及びその他は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載しておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
SMO事業	5,075	70.6	4,987	41.5
合計	5,075	70.6	4,987	41.5

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 2 メディカルサポート事業、新規事業及びその他は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載に馴染まないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
SMO事業	3,611	21.3
メディカルサポート事業	540	14.4
新規事業	723	13.4
その他	14	△43.9
合計	4,890	18.9

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
 2 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 3 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、100分の10以上の販売先がないため、記載を省略しております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループでは、『明日への希望をつなぐ医療を目指して進み続ける』という企業理念のもと、創業以来一貫して患者様の生活の質を高めるために、先端医療に関わる技術開発に取り組むとともに、医薬品等の臨床開発を支援しています。それぞれの事業推進の過程で得られたノウハウやネットワーク等を組み合わせてグループ価値を高めながら各事業に積極的に取り組むことで、医療の発展に貢献してまいります。

(2) 目標とする経営指針

当社グループは、SMO事業や新規事業のCRO分野の収益性を継続的に高めるとともに新規事業の先端医療分野を本格的な成長軌道にのせることにより、企業の成長と財務体質の強化を図り、営業利益率（対売上高）の向上に努めてまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、中長期的には先端医療製品の開発力が高い企業となるべく、各事業において経営戦略を次の通り策定しております。

①SMO事業

SMO事業では、生活習慣病等の領域を柱としつつ、製薬企業の開発ニーズの高いがんやその他の希少疾患といった領域に対して多くの患者様を保有する基幹病院等との提携を拡大します。各施設での複数案件の受託と迅速な被験者組み入れによる試験の早期進捗を目指し、そのために必要な人材の確保と適正な配置を行います。また、C MAXと連携し、同社の効率のかつ効果的な業務プロセスの導入や人材交流等によるCRCのスキルアップを通じてサービスの品質強化を図っていきます。

②メディカルサポート事業

メディカルサポート事業では、既存のクリニックモールから得られる収益を安定的に確保するとともに、グループ各事業の生産施設や臨床試験受託施設等の整備に注力しながらそれに関わる不動産取引においても収益を確保します。

③新規事業

新規事業のCRO分野においては、C MAXの臨床試験事業において安定した収益を確保するとともに、同社を軸とした積極的な事業展開により、国内製薬企業に留まらず、アジア・オセアニア地域の製薬企業のグローバル開発を支援することで事業を拡大していきます。また国内では、製薬企業の臨床研究支援業務の受注拡大を図るとともに、SMO事業や先端医療分野の持つ知見やノウハウを活かした先端医療製品等の臨床開発支援の実績を積み重ねていきます。

新規事業の先端医療分野では、GMPベクター製造施設・CPCにおける臨床用ベクターや細胞培養加工等の製造受託に注力し、収益の拡大を目指します。また、虚血肢治療製剤等の自社開発品の臨床試験を推し進めるとともに医薬候補品のシーズ育成と臨床開発を推進します。

(4) 会社の対処すべき課題

1. 全社的課題

①収益力の向上

当社グループは、先端医療製品の高い開発力を有する企業を目指しておりますが、新規事業の先端医療分野での業容拡大には相応の時間がかかるものと考えており、SMO事業並びにメディカルサポート事業での収益力の向上が課題となります。これについては、SMO事業において、開発ニーズの高い領域をターゲットに案件の獲得に努めるとともに、M&A等による積極的な業容拡大により、収益の拡大を図ります。また、メディカルサポート事業において、堅調なクリニックモール事業の推移に加え臨床試験受託施設確保の一環としての不動産取引等により収益を確保します。新規事業の先端医療分野においては、中長期的な成長を実現するためにGMPベクター製造施設・CPCにおいて収益を確保するとともに、遺伝子治療製剤の開発・ライセンスを進め、新たな医薬品・再生医療等製品の創出にも努めてまいります。

②資金調達

当社グループでは、人材の確保や研究開発等のため投資を行ってまいりました。これらの投資は今後の成長のために必要なものと考えております。製薬企業等との共同研究による開発資金の確保や金融機関等を通じた資金調達の可能性を検討してまいります。

③内部管理体制の整備

当社グループは従来から、取締役に対する監督機能の強化並びに経営の透明性の向上等、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおり、意思決定の透明性・迅速性を高めるべく内部管理体制の整備を行っています。また、当社グループは積極的なM&A等により業容拡大を図っており、新たにグループ化した関係会社等と理念やビジョン等を共有し、人材・組織・インフラ等の統合を含む実質的な経営統合を早期に実現することが重要となっています。そのような中、関係会社等の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定めています。さらに、定期的に業務、業績およびその他重要な事項に関する報告を求めるとともに、業務または業績に重要な影響を及ぼし得る事項については、当社の事前承認を必要とする体制を確保することで、関係会社等の経営内容を的確に把握し、管理する内部環境整備に努めています。

④人材の確保

SMO事業におけるCRC・SMA（治験事務局担当者）や新規事業の先端医療分野における研究開発・ベクター製造・細胞培養加工等の人材等、各事業の成長に適した人材の確保が必要とされます。当社グループでは、人材の採用及び教育を重要な課題と考え取り組んでまいります。

2. セグメント別課題

①SMO事業

イ 医療機関との提携拡大

SMO事業においては、製薬企業の医薬品開発動向に合わせた、医療機関の確保が重要な要素となります。医薬品の開発ニーズの高い領域として、がんやその他の希少疾患を対象とした臨床試験が増加しているため、その実施が可能な医療機関との提携拡大を推進します。

ロ 価格の見直し推進の継続

提供するサービスの充実を図るとともに、そのサービスに見合った価格に見直すよう営業活動を推進しております。

②メディカルサポート事業

メディカルサポート事業におけるプロジェクトの推進

メディカルサポート事業においては、臨床試験受託施設確保の一環としての不動産取引を見込んでおりますが、開発事業者とのプロジェクト推進における交渉等を円滑に進めること、ならびに取引に関わる申請などの手続きを迅速かつ適切に行うことが、プロジェクトの実現のために重要です。クリニックモールの開設において培った物件選定・取得等に関わるノウハウを活かし、リスクマネジメントと進捗管理を徹底することで、このプロジェクトを推進し完了を目指します。

③新規事業

イ 国内治験依頼者支援業務の拡大

CRO分野では、国内で企業主導の臨床試験支援を行うとともに大学での難治性疾患等の医師主導型治験・臨床研究支援を行っております。特に今後は、当社グループの注力領域である先端医療製品等の臨床試験支援の拡大を図ってまいります。

ロ 海外における臨床試験支援実績の積上げ

CRO分野では、アジア・オセアニア地域に医療機関やCRO等との独自のネットワークを築いており、特にオーストラリアにおける国内製薬企業等の早期臨床試験支援することで、製薬企業等のグローバル展開に寄与しています。今後は、オーストラリアの臨床試験実施施設であるCMAXを軸に、積極的な営業活動を実施し、国内製薬企業に留まらず、アジア・オセアニア地域の製薬企業等の臨床試験を支援することで、更に実績を積み重ねていきます。

ハ 医薬品・再生医療等製品の候補品の確保

先端医療分野においては既存の研究開発のみならず、今後の事業の継続・成長のために医薬品・再生医療等製品の候補品を確保することが必要です。当社グループでは、中長期的な成長を目指して製品の候補品の創出に取り組めます。そのために、当社グループの基盤技術であるセンダイウイルスベクターやサル免疫不全ウイルスベクターにどのような治療用遺伝子を搭載するのかについて世界中の有力な研究成果情報を収集し、またその専門家と多くの検討機会を得ることが重要です。当社グループでは、すでに国内外の複数の有力な研究機関との提携や共同研究を実施しており、両社の保有する技術や治験、ネットワーク等を活用した研究・開発を進めております。そのような研究機関等との連携を深めるとともに、優れた研究機関と積極的に連携することで医薬品や再生医療等製品の候補品の確保に努めてまいります。

ニ 医薬品・再生医療等製品の候補品開発の推進

当社グループは現在、虚血肢治療製剤・網膜色素変性症治療製剤・エイズ治療ワクチン等の医薬候補品を保有しています。虚血肢治療製剤についてはオーストラリア・中国で企業治験を進めるとともに、網膜色素変性症治療製剤については九州大学に治験薬を供給してまいりました。このような実績に加えて、当社グループはこれまでにSMO・CRO事業等で培った知見・国内外ネットワーク等を活用して、最適な地域・提携先・方法等を選択して医薬品・再生医療製品の候補品開発を推進してまいります。

ホ 特許戦略の強化

先端医療技術については特許の確保が極めて重要であり、当社グループではその対応を進めています。成長性の高い領域の特許を戦略的に取得するとともに、特に基盤技術については特許期間満了に対応するため関連した技術改良とその特許取得を行ってまいります。

ヘ ライセンス活動の強化

当社グループではこれまでに、iPS細胞作製技術について大手製薬企業に対する技術実施を許諾した実績があります。このように当社グループの技術利用可能性を高めるライセンス活動は、契約一時金の他に、開発等活動の成果として得られるマイルストーンや市販後の売上に応じて得られるロイヤリティといった中長期的な収益を確保する可能性を広げることから先端医療分野の成長に欠かせないものであります。従いまして今後も企業や研究機関等に対して遺伝子治療製剤、遺伝子ワクチン、そして再生医療並びに創薬支援のためのiPS細胞・分化細胞を作製する技術等のライセンス活動を積極的に推進します。

4 【事業等のリスク】

当社グループの業績は、今後起こりうる様々な要因によりその影響を受ける可能性があります。このため、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のあるリスクについて、以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営全般に関わるリスク

①法令等の遵守について

当社グループの事業は、疾病の克服や健康の維持増進に貢献するサービス・製品を提供していくものであり、一般的な会社法制の遵守に加え、GCP等の遵守など多様な範囲でのコンプライアンスが要求されております。仮にこれら各種ルールのいずれかの遵守状況に疑念が生じた場合等には、製薬企業等主力取引先からの信用が損なわれ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

②債権の貸倒れ

当社グループは、与信管理に十分留意しておりますが、不測の事態による貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。しかし、経済環境の悪化または、その他予期せざる事由により、実際の回収不能額が当該見積りを大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となることもありえます。そのような場合には、貸倒費用の増加から当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

③資金の調達

当社グループは、将来、金融システム不安、信用収縮、流動性の低下などの金融情勢の変化により、必要とする十分な資金調達ができない場合、当社グループの財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

④人材の確保及び育成

SMO事業においては、薬剤師、看護師、臨床検査技師などの有資格者等を採用し、治験実施の基本であるGCPや標準業務手順書、その他医薬品に関する教育研修を行うなど、SMO業務に適した人材の確保及び育成に努めております。しかし、十分な人材の確保ができない場合及び社員教育の不備により人材育成が不十分な場合、SMO業務の遂行に支障が生じるだけでなく、医療機関及び製薬企業等または患者様からの信用が損なわれることも考えられ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規事業の先端医療分野においても、円滑な事業推進及び新規医薬候補品の開発のためには、研究開発・ベクター製造・細胞培養加工等を行う専門的な人材の確保が必要であり、適切な人材が確保できない場合及び優れた人材の流出が起きた場合には当社グループの成長が抑制される可能性があります。

⑤業務提携・資本提携等について

当社グループは、医療関連事業の拡大、経営資源の有効活用、企業価値向上を目指して、今後も他社との業務提携や資本提携・買収等を行う可能性があります。しかし、新たに業務提携や買収等が実現したとしても、当社グループが期待するような成果が生まれる保証はなく、かえって当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性もあります。

(2) 各事業推進上のリスク

①SMO事業

イ 法改正による臨床試験の空洞化

薬機法、GCP、その他関連法令等の改正により、海外臨床データの利用が可能となり、アジアでの試験を含む国際共同試験の増大などによる国内における臨床試験規模の縮小や空洞化のリスクがあります。

ロ 顧客ニーズの変化

臨床試験のクオリティ・スピードを求める製薬企業等のニーズの高まりに支えられて、SMO業界は堅調に発展してきました。従来、糖尿病・高血圧症・脂質異常症など生活習慣病が中心であった製薬企業の開発領域は、がんなどの難治性疾患に対する医薬品へと移行してきています。当社グループは、創業以来生活習慣病の患者様の多い診療所等に対する支援を中心に行ってまいりましたが、そのような製薬企業のニーズの変化に対応すべく、高度専門医療機関への支援を拡大しています。しかしながら、当社グループのSMO事業においては、現在のところ生活習慣病等に対する臨床試験支援による収益が基盤となっており、当該疾病領域の開発が急激に減少した場合には、提携医療機関において実施できる臨床試験数が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ハ 競合状況の変化

SMO業界の同業他社もM&Aを積極的に進めており、受注活動において規模面で優位性が保てなくなると、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ニ 臨床試験の中止・延期あるいは臨床試験期間の延長による影響

製薬企業等の開発戦略の変更や試験実施計画書の変更等により、臨床試験の中止や延期、あるいは臨床試験期間が延長された場合には、予定していた売上が計上されない、または計上時期が翌期以降に遅れる可能性があります。当社グループは、安定した収益を確保するために、受注案件の選定には注意を払い、特定の案件に受注が偏らぬようリスクヘッジを行っております。しかしながら、計画通りに受注が進まず大型案件等に著しく受注が偏り、それらの案件が中止や延期になった場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

ホ 臨床試験に関わるデータの取扱いについて

SMO事業では、臨床試験において医療機関の指示の元に被験者データの記録や保管の支援を行います。データの取り扱いにおいて故意のデータ改ざんや過誤があった場合には、対象となった臨床試験結果全体の信頼性に影響を与えるだけでなく、依頼者である製薬企業が実施している他の臨床試験にも影響を与えることになり、製薬企業から損害賠償を求められる可能性があります。また、当社グループの臨床試験受託施設において被験者データの測定機器の整備不良による誤った結果の報告や運用システム上の不備によるデータの取り違い等があった場合にも、同様に、損害賠償を求められる可能性があります。当社グループは、GCPをはじめとした法令順守はもちろんのこと、社内研修や定期的な点検を通じてデータの取り扱いには細心の注意を払うよう努めておりますが、故意のデータ改ざんや過失による被験者データの取り違い等があった場合には、損害賠償請求を受けるだけでなく、当社グループの信用が損なわれ、経営に影響を及ぼす可能性があります。

ヘ 被験者等の個人情報漏洩

SMO事業は、被験者やその候補者と直接接し、医療機関が作成・保存するカルテ、症例報告書、その他の個人情報を記録した多くの書類を取り扱っております。このため、当社グループは、個人情報保護ガイドラインを制定しているほか、被験者等のプライバシーや個人情報の保護に最大限の配慮を払っております。しかし、こうした社内体制が十分に機能せず当社グループより被験者等のプライバシーや個人情報が漏洩した場合には、被験者等を始め医療機関や製薬企業等からの信用が損なわれ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

ト 臨床試験に関する機密情報の漏洩

当社グループは、臨床試験に関する機密情報を厳重に管理するとともに、役員及び従業員に対して在職中、退職後を問わず機密情報を他に開示することを禁じております。しかし、万一当社グループ及びその関係者より機密情報が第三者に流出した場合には、製薬企業等からの信用が損なわれ、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

②メディカルサポート事業

イ クリニックモールの運営について

当社グループは、クリニックモールを基盤としたメディカルサポート事業の構築を目指し、地域に応じたクリニックモールを展開中であります。しかし、クリニックモールによる事業展開は、資金負担が大きいこと、入居する医療施設等が予定どおりに集まるとは限らないことなど、その将来性は不明確であり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

ロ 不動産等、固定資産の価値下落

当社グループは、不動産の賃貸等を行っております。将来、不動産市況が悪化した場合や取引相手先の意向に変化が生じた場合などには、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、地価及び賃貸価格の下落が生じた場合には、保有する賃貸用の不動産の評価額について減損処理を行う必要が生じる可能性があります。

③新規事業

イ 当社グループの事業に必要な特許権について

当社グループの事業活動に必要な特許権につきましてはその成立に努力して行く方針ですが、当社グループが出願中の特許が全て成立する保証はなく、また特許出願によって当社グループの権利を確実に保全できる保証はありません。

当社グループの特許権について第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありませんが、当社グループとしては、このような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては弁護士及び特許事務所を通じた特別調査を実施しております。しかしながら、当社グループのような研究開発型の事業を有する企業にとって、差止請求、損害賠償請求、使用料請求等の知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。

当社グループが第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、解決に時間及び多大の費用を要する可能性があります。当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、先端医療分野においては、事業推進の上で重要な技術に関わる特許実施許諾契約等を締結しています。それらの契約が解除、その他の理由に基づく終了及び契約期間満了後に円滑に契約更新がなされなかった場合、または、当社グループにとって不利な契約更新がなされた等の場合には、当社グループの事業戦略や経営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの特許権については、プラットフォーム技術であるセンダイウイルスベクター及びその実用化技術について、最善を尽くして優位性の確保を図っております。特にセンダイウイルスベクターの基本特許は、既に日本、米国、中国、及び欧州で成立しております。また、サル免疫不全ウイルスベクターの実用化技術につきましても、積極的に権利化を図っております。

ロ 製造物責任について

新規事業における先端医療分野で、医薬品及びバイオ関連製品の研究開発及び製造販売におきましても、製造物責任賠償のリスクが存在しております。当社グループは、開発・製造・販売した製品により使用者・消費者などに被害を引き起こし、又は臨床試験、製造、もしくは販売において製品の安全性に重大な問題が生じた場合には、製造物責任を負うことがあります。また、訴訟の提起により、当社グループの業務及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。もし訴訟の提起等による請求が認められなかった場合にあっては、当社グループの製造物責任による問題が社会的に与える影響により、当社グループ及び当社グループの製品に対する信用が揺らぎ、当社グループの事業に重大な影響を与える可能性があります。

ハ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保等について

新規事業における先端医療分野で、当社グループはベクター技術を用いた遺伝子治療用ベクターやiPS細胞作製用ベクター等の生産を行っており、これらの物質は、基礎研究の他、機能未知遺伝子の機能の解析や、創薬のための研究開発、再生医療等に利用されます。ベクターは遺伝子組換え技術により作製され、利用されますが、その際、遺伝子組換え生物の使用における環境面でのリスクに関する「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」による規制を受けております。当社グループは本法律を順守し、安全性及び環境保護の立場から拡散防止の体制を最大限とっております。この規制法成立の前提となったカルタヘナ条約に将来変更等があった場合には、当社グループの行っている研究開発に重大な影響を及ぼす可能性があります。

ニ 各国薬事法制の改正等による開発・製造・販売への影響

新規事業における先端医療分野で、当社グループは医薬品の研究開発を行い、また将来はその製造及び販売を行うことを想定していますがこれらの活動は各国薬事法制の規制を受けております。薬事法制は医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保のために規制を行い、医薬品及び医療機器等の研究開発によって保健衛生上の向上を図るものです。今後、薬事法制の改正等が行われた場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績、財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
(株)IDファーマ	大日本住友製薬(株)	日本	臨床用iPS細胞作製技術	平成26年9月30日	平成26年9月30日から	特許実施許諾

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、新規事業の先端医療分野において、センダイウイルスベクターの基盤技術・基本特許ならびにiPS細胞作製技術と特許を活用して、遺伝子創薬、再生医療の研究開発を行っております。

遺伝子創薬領域においては、主要パイプラインである虚血肢治療製剤の企業治験をオーストラリアおよび中国で積極的に推進しています。オーストラリアでは、平成28年4月に第I/IIa相試験を開始し、すでに2名の患者様への投与が実施されていますが、現在のところ安全性等の問題は報告されておりません。また、中国では同国の循環器系疾患およびバイオ医薬品のトップメーカーである深圳信立泰薬業股份有限公司（英語名：Shenzhen Salubris Pharmaceuticals Co., Ltd.）が臨床試験を推進しており、第I相試験の開始に向け、現在治験薬の製造が開始されています。

再生医療領域においては、当社グループの所有するiPS細胞作製キット「CytoTune®-iPS」の開発・製造販売・事業化を推進しています。CytoTune®-iPSは、センダイウイルスベクターにiPS細胞作製に関わる4つの山中因子（Oct遺伝子、Sox遺伝子、Klf遺伝子、Myc遺伝子）を搭載したiPS細胞作製キットであり、その安全性と作製効率から世界中の研究者から高い評価を得ています。当社グループは、この技術をもとにして臨床用iPS細胞の作製に供するCytoTune®-iPSの開発・製造を行い、大手製薬企業等への提供を行っていましたが、平成28年11月に臨床用iPS細胞作製キット「CytoTune®-iPS 2.0LG」の販売を開始しました。またiPS細胞作製技術開発に加えて、iPS細胞由来の治療用分化細胞の作製についても有力な研究機関との共同研究を通じて取り組んでいます。iPS細胞から分化誘導に必要な転写因子を搭載したセンダイウイルスベクターを作製し改良を行うことで、センダイウイルスベクターを用いた疾患標的細胞への分化誘導法の確立を目指しています。

当社グループは医薬品製造受託機関としての事業展開をすべく、臨床用ベクター、遺伝子治療製剤、ならびに再生医療製品等の製造を行うGMPベクター製造施設・CPCを茨城県つくば市に建設し、平成29年4月より本格稼働を開始しています。

また、有力研究機関等との共同研究や自社の研究開発による医薬候補品のシーズの育成にも注力しており、当連結会計年度においては、防衛医科大学との感音性難聴を対象とした共同研究による内耳・蝸牛組織への遺伝子導入方法の確立や多能性幹細胞から褐色脂肪細胞を製造する技術について特許の取得に至りました。

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は128百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成しております。この連結財務諸表を作成するに当たり、重要である会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

この連結財務諸表の作成において、損益または資産の状況に影響を与える見積り、判断は、過去の実績やその時点で入手可能な情報に基づいた合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

①繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産を計上しており、その繰延税金資産の回収可能性がないと考えられる金額については、その資産の帳簿価額を調整するため評価性引当額を設定しております。繰延税金資産の評価は将来の課税所得の見積りと税務上の実現可能と見込まれる計画に依拠します。仮に将来の市場環境や経営成績の悪化により将来の課税所得が見込みを下回る場合は繰延税金資産の金額が大きく影響を受ける可能性があります。

②貸倒引当金

当社グループは、営業債権及び利息を含む金融債権について、顧客の返済能力を考慮し、回収不能額を見積もった上で、貸倒引当金を計上しています。また、特定の顧客について債務の返済が困難であることが明らかになった場合には、債権の担保資産の価格を考慮の上、個別に引当を行います。貸倒引当金の金額に重大な影響を及ぼす状況としては、国内及び主な海外市場の経済状況の悪化や医療関係諸制度の変更に伴い顧客の財政状態が悪化した場合や、債権の担保となっている顧客の資産価値が下落した場合が考えられます。

③投資有価証券

当社グループは、毎期末に投資有価証券の評価の見直しを行っております。

その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定）。時価が著しく下落したときは、その回復可能性につきまして、合理的な判断を行うようにしております。

また、その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。実質価額が著しく低下したときは、事業計画等によりその回復可能性につきまして、合理的な判断を行うようにしております。

④収益認識

SMO事業収入は、治験の実態等を鑑み、治験症例単位ごとの業務終了に基づく検収基準により計上しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度は、売上高は4,890百万円（前年同期比18.9%増）、営業利益は212百万円（前年同期は営業損失480百万円）、経常利益は272百万円（前年同期は経常損失807百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は204百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失868百万円）となりました。

なお、セグメントの業績につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」をご参照ください。

(3) 当連結会計年度末の財政状態の分析

総資産につきましては、前連結会計年度末より2,548百万円増加し、8,518百万円となりました。これは販売用不動産、のれんが増加したことが主な要因となっております。

負債につきましては、前連結会計年度末より1,756百万円増加し、4,045百万円となりました。これは長期借入金が増加したことが主な要因となっております。

純資産につきましては、前連結会計年度末より791百万円増加し、4,473百万円となりました。これは、資本金、資本剰余金が増加したことが主な要因となっております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、635百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、設備投資の金額には、有形固定資産及び無形固定資産を含めております。

(1) SMO事業

当連結会計年度の主な設備投資等は、車輛運搬具を中心とする、総額14百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(2) メディカルサポート事業

当連結会計年度の主な設備投資等は、建設仮勘定を中心とする、総額619百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 新規事業

当連結会計年度は重要な設備投資はありません。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(4) その他

当連結会計年度は重要な設備投資は有りません。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(5) 全社共通

当連結会計年度は重要な設備投資はありません。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物 及び構築物	車両運搬具	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	—	本社機能	16	6	3	26	43(7)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は()内に平均人員を外数で記載しております。

(2) 子会社

平成29年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	車両 運搬具	その他	合計	
(株)アイロムPM	品川クリニック モール等 (注) 3 (東京都品川区)	メディカル サポート事業	クリニック モール等	139	—	38	177	1 (-)
(株)アイロム	本社 (東京都千代田区) 他4営業所 (注) 4	SMO事業	事務所、 病院	11	10	29	51	232(30)
(株)IDファーマ	本社 (茨城県つくば市)	新規事業	事務所、 研究所	40	—	1	41	18 (2)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 帳簿価額は、建設仮勘定を除く有形固定資産の帳簿価額であります。
 3 連結子会社(一社)ICR及び連結会社以外への賃貸設備であります。
 4 連結子会社(一社)ICRへ一部賃貸しております。
 5 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は()内に平均人員を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,281,680
計	37,281,680

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	11,423,665	11,423,665	東京証券取引所（市場第一部）	単元株式数は 100株であります。
計	11,423,665	11,423,665	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数、および平成29年6月1日を効力発生日とする株式会社エシックとの簡易株式交換により発行された株式数70,000株は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第4回新株予約権（平成21年6月26日定時株主総会特別決議）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）（注）2	2,600	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1、2	26,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注）1、2	1株当たり 600円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月1日 至 平成31年7月31日 (但し、優遇税制を受ける場合) 自 平成23年9月1日 至 平成31年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（注）1、3	発行価格 600円 資本組入額 300円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 平成25年5月28日開催の取締役会決議により平成25年10月1日付で1株を10株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うこととします。

- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとします。

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社及び当社の子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問の地位を保有していることを要することとします。ただし、任期満了による退任、その他当社が認める正当な事由がある場合にはこの限りではありません。
 - (2) 新株予約権の割当を受けた当社及び当社関係会社の取引先は、権利行使時においても当社及び当社関係会社と取引先との取引関係が、新株予約権付与時と同一またはより良好な状態で中断することなく継続していることを要することとします。ただし、当社と競合関係にある他の会社の子会社となった場合もしくは当該他の会社の傘下会社となった場合は、権利を喪失するものとします。
 - (3) その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当社組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利の全部または一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

第5回新株予約権（平成25年6月27日定時株主総会特別決議）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 2	6,380	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、2	63,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注) 1、2	1株当たり 808円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年9月14日 至 平成34年9月13日	同左

新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（注）1、3	発行価格 808円 資本組入額 404円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

- （注） 1 平成25年5月28日開催の取締役会決議により平成25年10月1日付で1株を10株に株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 2 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。当該調整後付与株式数を適用する日については、（注）3(2)①を準用します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 3 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とします。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とします。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによります。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これ

を適用します。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとします。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やか

4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を保有していることを要します。ただし、任期満了による退任その他、当社取締役会が正当と認める事由がある場合にはこの限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することはできません。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができません。

5 新株予約権の取得に関する事項は以下のとおりであります。

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに

ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することに

ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

6 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分

割会社となる場合に限る）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限

る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収

分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換

につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直

前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それ

ぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と

いう）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予

約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式

移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3で定められる行使価額

を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定され

る当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日か

ら、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1

項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数を生ず

る場合は、この端数を切り上げます。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金

等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項
上記（注）5に準じて決定します。

(9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定します。

第8回新株予約権（平成28年5月24日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）（注）1	11,265	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	1, 126, 500	同左
新株予約権の行使時の払込金額（注）2	1株当たり 1, 204円	同左
新株予約権の行使期間（注）3	自 平成29年 5月16日 至 平成32年 5月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注）2	発行価格 1, 204円 資本組入額 602円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	同左

（注）1 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

- 3 但し下記（注）4に定める業績達成条件のその他特約の条件に該当する場合は、行使可能期間を平成30年5月16日から平成33年5月15日までとするものとします。
- 4 下記①の条件に合致し、②、③乃至④の事項に抵触しない限り権利行使を行うことができるものとします。
- ① 各新株予約権者は、下記（i）乃至（ii）に定める決算期における当社連結損益計算書に記載の売上高が下記（i）乃至（ii）に掲げる一定の水準を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することができるものとします。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とします。
- （i）第20期の売上高が第19期の売上高の105%を超過した場合
達成期： 第20期（平成29年3月期）
行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の50%まで
その他特約：（i）を満たさなかった場合、第21期の売上高が第19期の売上高の105%を超過した場合、割当てられた本新株予約権の50%まで行使できるものとします。
- （ii）第20期の売上高が第19期の売上高の110%を超過した場合
達成期： 第20期（平成29年3月期）
行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の50%まで
その他特約：（i）を満たしかつ（ii）を満たさなかった場合、第21期の売上高が第19期の売上高の110%を超過した場合、割当てられた本新株予約権の50%を行使できるものとします。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 新株予約権者が本新株予約権を当社グループの役職員の立場から外れた際に放棄したものと見做し、放棄に該当する場合には、当該本新株予約権を行使することができないものとします。
- ④ 割当日から行使期間で定める期間を満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が500円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ⑤ 当社は、平成30年3月期の決算短信開示にて本項①に定める業績判定水準を満たさなかった場合、②、③、④が生じた場合、行使可能期間で定める期間が満了した場合、乃至下記（注）5の取得条件が生じた場合、いずれの場合にも未行使で残存する新株予約権が生じた場合には、新株予約権者は以下（i）、（ii）の手続きによる承認に基づき、当社が取得消去し新株予約権と引換えに払い込まれた金銭を払戻し可能とする。

- (i) 代表取締役：取締役会の決議
 - (ii) 代表取締役以外の新株予約権者：代表取締役の書面による同意
- 5 新株予約権の取得に関する事項は以下のとおりであります。
- 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権1個あたり2,043円の価額で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 6 合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、下記の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ決定
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に本項（3）に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
資本金は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果生じる1円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げ、資本準備金は、資本金等増加限度額から資本金の額を減じた額
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認が必要
 - (8) その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件（注）4」に準じて決定
 - (9) 交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件
上記（注）5に準じて決定

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	800,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	800,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	863
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	690
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	800,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	800,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	863
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	690

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日(注)1	—	935,142	△3,599	2,687	△7,577	—
平成25年10月1日(注)2	8,416,278	9,351,420	—	2,687	—	—
平成26年1月1日(注)3	852,245	10,203,665	—	2,687	646	646
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日(注)4	420,000	10,623,665	350	3,037	350	996
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日(注)4	800,000	11,423,665	347	3,384	347	1,333

- (注) 1 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるとともに、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。
- 2 平成25年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、1株につき10株の割合をもって分割いたしました。
- 3 株式交換の実施に伴う新株発行による増加であります。
発行価格 758円
資本組入額 646百万円
(交換比率 1 : 0.95)
- 4 新株予約権の権利行使による増加であります。
- 5 平成29年4月1日から平成29年5月31日までの間に、新株予約権の行使による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加はありません。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	18	32	72	31	9	6,911	7,073	—
所有株式数 （単元）	—	4,849	3,823	938	2,600	16	99,589	111,815	242,165
所有株式数 の割合（％）	—	4.34	3.42	0.84	2.32	0.01	89.07	100.00	—

(注) 1 自己株式12,435株は、「個人その他」に124単元、「単元未満株式の状況」に35株含まれております。

2 上記「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が30株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
森 豊隆	東京都港区	4,754,250	41.62
森 利恵	東京都港区	825,000	7.22
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	113,700	1.00
(株)SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	104,800	0.92
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイーーエイシー (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	88,840	0.78
吉福 優	東京都港区	78,900	0.69
森 龍介	東京都港区	75,000	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	73,600	0.64
神林 忠弘	新潟県新潟市	71,000	0.62
清水 啓之	神奈川県横浜市	67,400	0.59
計	—	6,252,490	54.73

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5) 113,700株

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口2) 73,600株

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 12,400	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,169,100	111,691	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 242,165	—	—
発行済株式総数	11,423,665	—	—
総株主の議決権	—	111,691	—

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が30株、当社保有の自己株式が35株含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
（自己保有株式） (株)アイロムグループ	東京都千代田区富士見 二丁目10番2号	12,400	—	12,400	0.1
計	—	12,400	—	12,400	0.1

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法の規定に基づき、平成21年6月26日開催の定時株主総会、平成25年6月27日開催の定時株主総会、及び平成28年5月24日開催の定時取締役会においてそれぞれ決議されたものであります。

第4回新株予約権（平成21年6月26日定時株主総会特別決議）

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社子会社の取締役 36名 当社並びに当社子会社の監査役 3名 当社並びに当社子会社の執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第5回新株予約権（平成25年6月27日定時株主総会特別決議）

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社子会社の取締役 14名 当社並びに当社子会社の監査役 3名 当社並びに当社子会社の従業員 55名 社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第8回新株予約権（平成28年5月24日定時取締役会決議）

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年5月24日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社子会社の取締役 17名 当社並びに当社子会社の執行役員及び従業員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する取得

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
当事業年度における取得自己株式	360	0
当期間における取得自己株式	140	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元株未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（百万円）	株式数（株）	処分価額の総額（百万円）
引き取る者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（単元未満株式の買増請求による売渡）	70	0	—	—
保有自己株式数	12,435	—	12,575	—

（注） 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元株未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本に、業績と、企業体質強化及び今後の成長に向けた留保とを総合的に勘案した上で利益配分を決定しております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当につきましては、財政状態を勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきましたが、一刻も早く復配を実現し株主の皆様のご支援にお応えしたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	8,530	17,500 ※1,510	3,045	2,496	1,940
最低(円)	1,945	5,300 ※720	639	676	911

（注） 1 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 ※印は、株式分割（平成25年10月1日、1株→10株）による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	1,100	1,940	1,608	1,438	1,528	1,414
最低(円)	950	915	1,245	1,296	1,300	1,291

（注） 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性10名 女性一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	森 豊隆	昭和33年12月21日	昭和59年4月 平成元年4月 平成9年4月 平成14年3月 平成15年8月 平成16年7月 平成19年4月 平成21年2月 平成23年6月 平成24年6月 平成24年11月 平成26年6月	バイエル薬品(株)入社 グレラン製薬(株)(現あすか製薬(株))入社 当社設立 代表取締役社長 (株)アイロムメディック(現(株)アイロムP M)設立 代表取締役会長 同社代表取締役会長兼社長 当社代表取締役会長兼社長 代表取締役会長 最高顧問 (株)アイロム代表取締役会長 当社代表取締役社長(現任) (株)アイロム代表取締役社長(現任) ディナベック(株)(現(株)IDファーマ)代 表取締役会長(現任)	(注) 3	4,754,250
取締役 副社長	先端医療 事業開発 本部担当	朱 亜峰	昭和32年12月6日	平成元年4月 平成3年10月 平成8年4月 平成10年4月 平成16年4月 平成18年7月 平成26年6月 平成28年7月 平成29年6月	(株)植物工学研究所特別研究員 科学技術庁新技術事業団研究員 (株)ディナベック研究所入社 同研究所主任研究員グループリーダー ディナベック(株)(現(株)IDファーマ)取 締役 同社常務取締役 同社取締役社長 当社取締役副社長先端医療事業開発本 部担当(現任) (株)IDファーマ社長執行役員 同社取締役社長(現任)	(注) 3	42,251
取締役	営業企画 推進本部 担当	原 寿哉	昭和45年5月1日	平成5年8月 平成9年8月 平成12年4月 平成13年9月 平成14年6月 平成16年7月 平成18年4月 平成18年10月 平成22年4月 平成23年7月 平成24年6月 平成25年6月 平成28年6月 平成28年7月	グレラン製薬(株)(現あすか製薬(株))入社 当社入社 マネージメントセンターセンター長 本社統括部部長 取締役臨床開発本部本部長 取締役副社長兼臨床開発本部本部長 取締役副社長兼SMO事業本部本部長 (株)アイロム代表取締役社長 同社顧問 同社取締役副社長 当社取締役 (株)アイロム取締役 同社取締役副社長(現任) 当社取締役営業企画推進本部担当(現 任)	(注) 3	6,000
取締役	財務経理 本部担当	犬飼 広明	昭和41年5月19日	平成元年4月 平成22年6月 平成22年11月 平成24年1月 平成24年6月 平成24年6月 平成24年10月 平成25年6月 平成25年11月 平成27年7月 平成28年7月	西松建設(株)入社 (株)アイロム入社 当社入社 経営企画部長 執行役員経理部長 取締役経理部担当 (株)アイロムメディック(現(株)アイロムP M)取締役 当社取締役副社長経理部担当 (株)アイロムメディック(現(株)アイロムP M)代表取締役社長 当社取締役副社長経営統括本部長 取締役経理本部長 取締役財務経理本部担当(現任)	(注) 3	400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	経営推進 本部担当	加藤 親明	昭和35年1月1日	昭和58年4月 平成17年3月 平成17年4月 平成17年12月 平成22年10月 平成22年11月 平成22年12月 平成23年7月 平成24年10月 平成25年2月 平成25年6月 平成25年8月 平成27年7月 平成28年7月	武田薬品工業(株)入社 (株)ウッズスタッフ(現アポプラスステー ション(株))入社 同社取締役 同社代表取締役社長 当社顧問 アイロム製薬(株)執行役員 同社取締役 同社執行役員 当社執行役員 (株)アイロム執行役員 同社取締役 当社取締役 (株)アイロム専務取締役 当社取締役営業企画推進本部長 取締役経営推進本部担当(現任)	(注) 3	800
取締役	—	山内 士具	昭和8年2月18日	昭和33年4月 昭和52年5月 昭和57年4月 昭和61年4月 昭和62年10月 平成元年3月 平成9年5月 平成12年4月 平成14年2月 平成18年12月 平成29年6月	武田薬品工業(株)入社 住吉クリニック病院入職 共和薬品工業(株)入社 ケイディエル(株)(現KDL(株))入社 東和薬品(株)入社 ケイディエル(株)代表取締役(現任) (株)エシック取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	総合管理 センター長	松島 正明	昭和39年12月23日	昭和63年4月 平成7年12月 平成10年2月 平成12年5月 平成18年10月 平成21年6月 平成23年6月 平成24年11月 平成25年6月 平成27年6月 平成28年6月 平成29年6月	グレラン製薬(株)(現あすか製薬(株))入社 菱洋エレクトロ(株)入社 当社入社 取締役 常務取締役 監査役 (株)アイロム監査役 同社代表取締役社長 同社代表取締役副社長 当社取締役副社長 取締役 (株)アイロム取締役(現任) 当社専務執行役員総合管理センター長 取締役総合管理センター長(現任)	(注) 3	6,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	—	佐々木 秀次	昭和26年5月31日	昭和51年11月 昭和58年6月 平成11年7月 平成12年4月 平成18年9月 平成22年6月 平成28年6月	ブライス・ウォーターハウス会計事務所入所 青山監査法人入所 青山監査法人代表社員 ブライス・ウォーターハウスパートナー 中央青山監査法人代表社員 ブライスウォーターハウスクーパースパートナー あらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人)代表社員 ブライスウォーターハウスクーパースパートナー 当社常勤監査役 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	尾田 友志	昭和37年7月27日	昭和60年4月 昭和62年12月 平成13年7月 平成18年7月 平成22年6月 平成28年6月	㈱日本エル・シー・エー入社 青山監査法人入所 中央青山監査法人ディレクター マネジメントテクノロジーズ(同)設立代表社員(現任) 当社監査役 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	佐藤 雄助	昭和33年10月29日	昭和57年4月 昭和59年5月 平成元年4月 平成12年7月 平成28年6月	株式会社エックス都市研究所入社 桜田税務会計事務所入所 ブライス・ウォーターハウス会計事務所(現PwC税理士法人)入所 佐藤雄助会計事務所設立代表(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	—
計							4,809,701

- (注) 1 平成28年6月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
- 2 佐々木秀次、尾田友志及び佐藤雄助は、社外取締役であります。
- 3 平成29年6月28日開催の定時株主総会終結の時から1年間
- 4 平成28年6月28日開催の定時株主総会終結の時から2年間
- 5 当社は、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
小島 修一	昭和43年10月9日	平成5年4月 平成17年5月 平成18年6月 平成20年4月 平成20年8月 平成21年6月 平成22年10月 平成23年6月 平成24年6月 平成27年7月 平成28年6月	㈱さくら銀行(現㈱三井住友銀行)入行 当社入社 執行役員 経営企画本部副部長 常務執行役員 経営企画部内部統制室長 ㈱アイロムロハス監査役 当社取締役 経経本部担当 ㈱アイロムメディック(現㈱アイロムPM)取締役 当社常務執行役員 経営企画部長 専務執行役員 社長室長 専務執行役員 経営企画本部 企画室 室長 常務執行役員(現任)	(注)	300

(注) 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当社は、平成28年6月28日開催の当社第19回定時株主総会の決議をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会設置会社においては、監査役に代わり、監査等委員会が監査・監督機能を果たします。監査等委員会は、3名以上の取締役、かつ、その過半数が社外取締役で構成され、組織的な監査を行います。監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有していることから、業務執行取締役の事業推進活動を直接的に監督することが可能となり、監査にとどまらず、監督・評価・助言機能が期待されています。

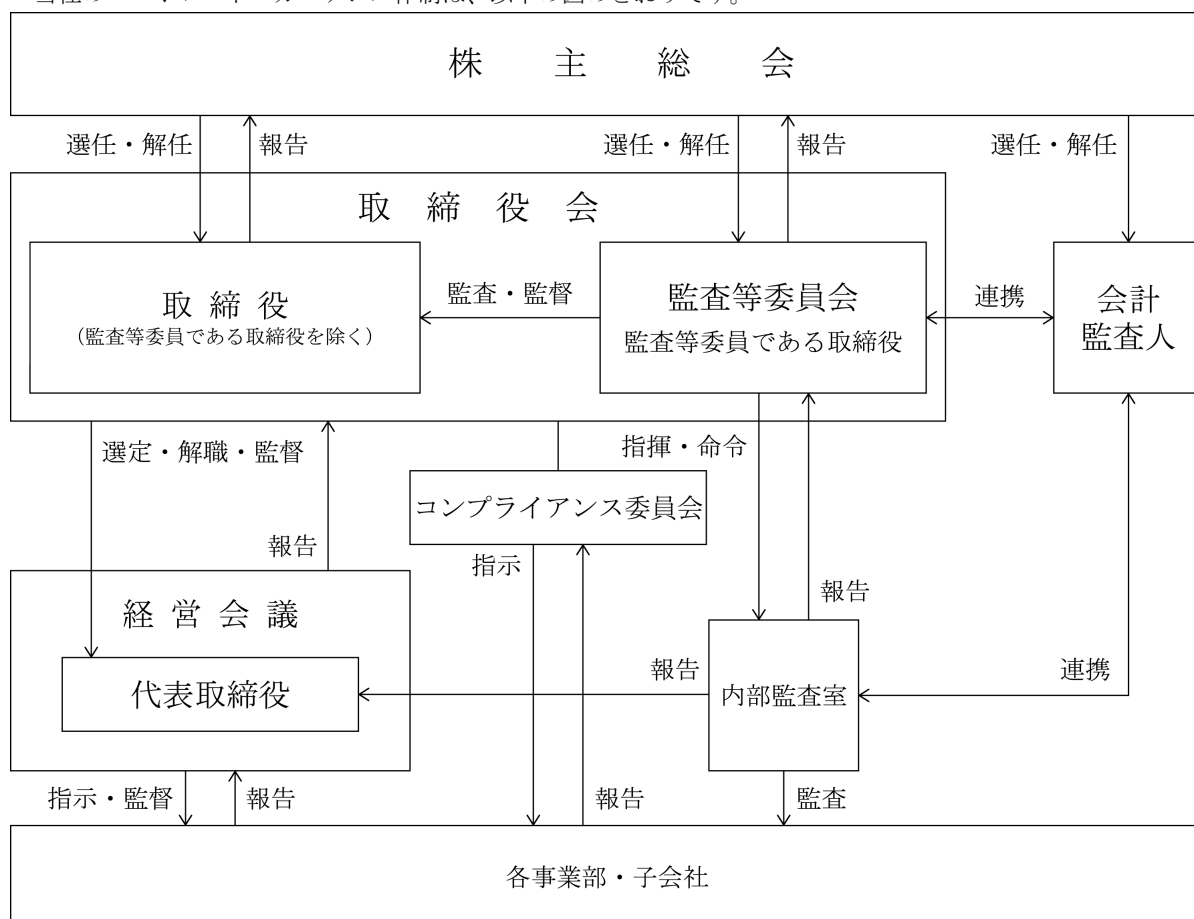
監査等委員会設置会社においては、また、取締役の過半数が社外取締役である場合のほか、定款に規定を設けることで、取締役会の決議により重要な業務執行の決定を大幅に取締役に委任することができます。これにより、監査等委員会設置会社における、取締役会の役割は、業務執行に対する監督が中心となるとともに、業務執行者による迅速な意思決定と機動的な業務執行が期待できます。

当社は、上記のような特徴を備えた監査等委員会設置会社に移行することにより、経営の健全性と透明性の向上および迅速な意思決定を図り、さらなる企業価値の向上を目指します。

当社は、取締役10名で取締役会を構成しておりますが、そのうち3名が監査等委員であり、全員が社外取締役です。当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する特段の基準および方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

取締役会の下には、代表取締役、業務執行取締役で構成される経営会議が設置され、経営上の重要事項の決議が行われています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりです。



② 内部統制の整備の状況

会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに定める体制（内部統制）の整備の概要は以下のとおりであります。

イ 当社および当社の子会社の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の役職員は、倫理綱領・倫理行動規範・コンプライアンスガイドラインに則り、適切に職務を執行する体制としております。
- (2) 取締役は、取締役会規程、経営会議規則等に則り、適切に職務を執行する体制としております。
- (3) 取締役は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会や経営会議に報告するとともに、速やかに監査等委員会に報告する体制としております。
- (4) 監査等委員会からコンプライアンス体制についての意見および改善策の要求がなされた場合は、取締役が遅滞なく対応し、改善を図る体制としております。
- (5) コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、コンプライアンス委員会は、規則・マニュアル類の整備およびコンプライアンス推進体制の実施状況を管理・監督し、当社グループ役職員に対して適切な研修体制を構築しております。
- (6) 当社グループ役職員によるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正するため、社内外に通報窓口を設置し、適切に運用する体制としております。
- (7) 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否するために担当部署を設置し、社内外の協力窓口と連携して対応する体制としております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書（株主総会議事録や取締役会議事録等）その他の重要な情報（電磁的記録等を含む）を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務にしたがい適切に保存し、かつ管理しております。

ハ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの発生を防止するとともに、リスクが発生した場合の損害を最小限にとどめる体制の維持・向上を図るため、リスクマネジメント規程を整備し、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し実行する体制としております。
- (2) 内部統制担当部門が中心となり、リスク管理状況について自己点検を行い、リスク管理体制の維持・向上を図る体制としております。

ニ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定款に基づき重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができることとしており、監督機能と業務執行機能とを分離することで、取締役会における意思決定の迅速を図る体制としております。
- (2) 取締役会のほかに、経営会議を開催し、取締役会に附議する事項やその他経営上重要な事項の諮問・審議を行うことにより、より迅速な意思決定を適切かつ機動的に行う体制としております。
- (3) 経営会議等の重要な会議には、必要に応じて監査等委員である取締役が出席して、業務執行取締役に対する監督機能を果たす体制を構築しております。

ホ 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社等の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、規程に基づき業務の執行の状況を管理する体制を確保しております。
- (2) 子会社等から定期的に業務、業績およびその他重要な事項に関する報告を求めるとともに、当社の業務または業績に重大な影響を及ぼし得る事項につき、当社の事前承認を行う体制を確保しております。
- (3) 「内部統制の整備及び運用状況の評価に関するガイドライン」を定め、内部統制担当部門を設置し、内部統制の整備及び運用状況を適時に取締役会に報告する体制を構築しております。

- へ 監査等委員会の職務を補助する組織とその独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会を補助すべき使用人については、内部監査室に属する従業員とし、内部監査室は、監査等委員会に直属するものとしております。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人である内部監査室に属する従業員の任命・異動については、監査等委員会の同意を得て行うものとしております。
 - (3) 内部監査室は、監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性を確保しております。

ト 監査等委員会への報告体制と監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループ役職員が当社の監査等委員会に報告すべき事項についての規程を定めるとともに、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項に関する役職員の報告が、当社の監査等委員会に対してより確実かつ迅速に行われまたは伝達される体制としております。
- (2) 前号に記載のない事項に関しても、当社の監査等委員会から報告を求められた場合は、当社グループ役職員は遅滞なく当社の監査等委員会に報告する体制としております。
- (3) 前各号の報告を行った者がその報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保しております。
- (4) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限り）について生じる費用又は債務については、監査等委員の請求に従い支払その他処理を行っております。
- (5) 監査の実効性を向上させるために、監査等委員会から要請がある場合には、会計監査人との連携を確保する体制としております。

③ 内部監査および監査等委員会による監査の体制

内部監査の体制として、監査等委員会直属の内部監査室を設置し、監査計画に基づき監査を実施しております。内部統制の整備及び運用状況については、内部統制の構成要素（統制環境、リスク評価、統制活動、情報と伝達、モニタリング）に従い、内部監査を実施しております。内部統制に関する不備を発見した場合は、社長並びに監査等委員会に報告され、社長並びに監査等委員会はその実態を把握し、内部統制部門に通知し、改善を促しております。内部統制報告制度の目的である財務報告の信頼性の確保のみならず、業務の有効性と効率性の維持および法令等の遵守について、適切かつ合理的に遂行されているか否かを検証することにより、経営目的達成のための提言を目指しております。

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、監査方針を定め、監査計画に基づき組織的な監査を実施する体制としております。なお、監査等委員が取締役会において議決権を有していること等により、取締役の職務執行状況の監査・監督機能をさらに強化する体制としております。また、取締役の職務の執行に対する監査の一環として、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、監査の過程において必要に応じて内部統制部門の報告を受ける体制を確保しております。

社外取締役である監査等委員の佐々木秀次氏は、公認会計士の資格を有し、監査法人の代表社員の経験を通じて培われた会計および監査の専門家としての幅広い知識と見識を有しております。社外取締役である監査等委員の尾田友志氏は、経営コンサルタントとしての長年の経験を通じて培われた幅広い知識と見識を有しております。社外取締役である監査等委員の佐藤雄助氏は、税理士の資格を有し、財務および会計の専門家としての幅広い知識と見識を有しております。

④ 監査等委員会による監査および会計監査の相互連携

監査等委員会は、専門的な立場からの会計監査を主体とした独立監査人による監査と相互連携の構築に努めております。すなわち、監査等委員会は監査を効果的に実施するために、監査法人からそれぞれ監査の方法と結果について報告を求めるほか、個別に情報交換を行っております。また、監査法人が監査計画に基づき実施する各事業部門・子会社等の監査に立ち会うなど、緊密な連携を図る体制にしております。

⑤ 独立監査人による監査の状況

監査及び四半期レビュー契約を監査法人アヴァンティアと締結しており、同監査法人の監査及び四半期レビューを受けております。当期において監査及び四半期レビュー業務を執行した公認会計士は、小笠原直氏および木村直人氏の2名であり、監査法人アヴァンティアに所属しております。また、監査及び四半期レビュー業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他1名であります。監査法人アヴァンティアの継続監査年数は1年であります。なお、当社と同監査法人並びに当社監査及び四半期レビューに従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

⑥ 役員との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等を除く取締役との間において損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定め、当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法が定める最低責任限度額としております。

⑦ 社外取締役

当社の社外取締役3名は、全員が監査等委員で、東京証券取引所の上場規程に定める独立役員です。社外取締役には、それぞれの分野での豊富な経験を生かし、取締役会および取締役の業務執行に対しての監査・監督機能を期待しております。

なお、当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する特段の基準および方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

当社の社外取締役は、有価証券報告書提出日（平成29年6月28日）現在、監査等委員である取締役の佐々木秀次氏、尾田友志氏および佐藤雄助氏の3名であります。3名と当社との間には人的関係、資本的関係、または取引関係その他利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しており、客観的および中立的な立場から、経営監視機能が有効に発揮され、当社の企業統治体制の確立に資するものと考えております。

⑧ 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	5人	45百万円	45百万円	－百万円	－百万円	－百万円
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	－人	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
社外役員	7人	23百万円	23百万円	－百万円	－百万円	－百万円

（注）当社は、平成28年6月28日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は、職責・役位および経営への貢献度・経営内容を勘案した報酬とし、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、取締役会において代表取締役に一任しております。なお、代表取締役は社外役員が参加する報酬に関する委員会の意見を聴取することにより、役員報酬決定の客観性を確保しております。監査等委員である取締役の報酬額は、常勤・非常勤、業務の分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております。

なお、当社は、平成28年6月28日開催の当社第19回定時株主総会の決議をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。同総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の支給限度額を年額5億円以内（うち社外取締役分は年額500万円以内）とし、監査等委員である取締役の報酬の支給限度額を年額1億円以内と決議いただいております。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

イ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ロ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 取締役の定数

当社の監査等委員である取締役以外の取締役は10名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

⑪ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款で定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑬ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下の通りです。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 7 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 301百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（前事業年度）

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
IDT Australia limited	15,793,001	429	取引関係の維持、強化のため

（当事業年度）

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
IDT Australia limited	15,793,001	189	取引関係の維持、強化のため

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	監査証明業務に基づ く報酬 (百万円)	非監査業務に基づく 報酬 (百万円)	監査証明業務に基づ く報酬 (百万円)	非監査業務に基づく 報酬 (百万円)
提出会社	35	—	27	—
連結子会社	—	—	—	—
計	35	—	27	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより監査を受けております。

当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

第19期連結会計年度の連結財務諸表及び第19期事業年度の財務諸表 PwCあらた有限責任監査法人
第20期連結会計年度の連結財務諸表及び第20期事業年度の財務諸表 監査法人アヴァンティア

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。なお、PwCあらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成28年7月1日をもって、PwCあらた有限責任監査法人となっております。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

- ① 選任した監査公認会計士等の名称
監査法人アヴァンティア
- ② 退任した監査公認会計士等の名称
PwCあらた監査法人

(2) 異動の年月日

平成28年6月28日

(3) 退任した監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成27年6月29日

(4) 退任した監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であったPwCあらた監査法人が、当社第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了となることに伴い、当社は監査人としての品格、当社の業務内容や事業規模に適した監査対応や監査費用の相当性等について他の公認会計士等と比較検討いたしました。

その結果、監査役会の決定により会計監査人PwCあらた監査法人を再任しないこととし、新たに会計監査人として監査法人アヴァンティアを選任いたしました。

(6) 異動に至った理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任した監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計情報の取得に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成29年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	864	※2 541
売掛金	862	1,419
製品	26	37
販売用不動産	351	※2 1,325
仕掛品	498	568
前渡金	9	59
短期貸付金	189	121
その他	220	227
流動資産合計	3,022	4,299
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	785	※2 952
減価償却累計額	△349	△375
建物及び構築物（純額）	436	576
土地	137	137
建設仮勘定	—	616
その他	237	240
減価償却累計額	△128	△149
その他（純額）	109	91
有形固定資産合計	682	1,422
無形固定資産		
のれん	481	1,176
ソフトウェア	280	205
その他	14	14
無形固定資産合計	777	1,396
投資その他の資産		
投資有価証券	※1、2 750	※1、2 653
長期貸付金	144	127
破産更生債権等	285	285
長期未収入金	45	48
差入保証金	593	546
その他	66	142
貸倒引当金	△400	△403
投資その他の資産合計	1,486	1,400
固定資産合計	2,947	4,219
資産合計	5,969	8,518

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成29年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	93	75
短期借入金	150	※2 637
1年内返済予定の長期借入金	94	※2 137
未払法人税等	23	73
前受金	521	895
預り金	178	191
その他	326	352
流動負債合計	1,388	2,364
固定負債		
長期借入金	※2 361	※2 1,187
繰延税金負債	39	16
資産除去債務	126	122
預り保証金	278	285
その他	93	69
固定負債合計	899	1,680
負債合計	2,288	4,045
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,037	3,384
資本剰余金	997	1,333
利益剰余金	△448	△244
自己株式	△15	△15
株主資本合計	3,571	4,458
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	61	△124
為替換算調整勘定	2	△12
その他の包括利益累計額合計	63	△136
新株予約権	38	60
非支配株主持分	8	90
純資産合計	3,681	4,473
負債純資産合計	5,969	8,518

②【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
売上高	4,114	4,890
売上原価	2,993	3,088
売上総利益	1,121	1,802
販売費及び一般管理費		
役員報酬	303	313
給料手当及び賞与	307	363
賃借料	144	100
支払手数料	156	142
その他	※1 689	※1 670
販売費及び一般管理費合計	1,601	1,590
営業利益又は営業損失 (△)	△480	212
営業外収益		
受取利息	26	16
受取配当金	12	10
持分法による投資利益	—	5
為替差益	—	14
補助金収入	22	7
貸倒引当金戻入額	—	3
雑収入	22	30
その他	3	—
営業外収益合計	88	87
営業外費用		
支払利息	11	25
為替差損	38	—
貸倒引当金繰入額	364	—
その他	1	0
営業外費用合計	415	26
経常利益又は経常損失 (△)	△807	272
特別利益		
固定資産売却益	※2 0	※2 0
投資有価証券売却益	—	3
新株予約権戻入益	—	0
特別利益合計	0	3
特別損失		
固定資産売却損	※3 0	※3 0
関係会社株式評価損	—	※4 0
その他	3	—
特別損失合計	4	1
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△811	275
法人税、住民税及び事業税	24	67
法人税等調整額	50	12
法人税等合計	74	79
当期純利益又は当期純損失 (△)	△885	195
(内訳)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△868	204
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△16	△8
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	64	△124
為替換算調整勘定	△8	13
その他の包括利益合計	※5 55	※5 △111
包括利益	△829	84
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△813	93
非支配株主に係る包括利益	△16	△8

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,037	996	420	△14	4,439
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△868		△868
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1			1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	1	△868	△1	△868
当期末残高	3,037	997	△448	△15	3,571

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△3	10	7	99	67	4,613
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△868
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	64	△8	55	△60	△58	△63
当期変動額合計	64	△8	55	△60	△58	△931
当期末残高	61	2	63	38	8	3,681

当連結会計年度(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,037	997	△448	△15	3,571
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	347	347			694
親会社株主に帰属する当期純利益			204		204
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
連結子会社の増資による持分の増減		△11			△11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	347	335	204	△0	887
当期末残高	3,384	1,333	△244	△15	4,458

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	61	2	63	38	8	3,681
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						694
親会社株主に帰属する当期純利益						204
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
連結子会社の増資による持分の増減						△11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△185	△14	△199	22	82	△95
当期変動額合計	△185	△14	△199	22	82	791
当期末残高	△124	△12	△136	60	90	4,473

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△811	275
減価償却費	154	155
のれん償却額	44	53
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	207	2
受取利息及び受取配当金	△39	△26
支払利息	11	25
為替差損益 (△は益)	38	△12
売上債権の増減額 (△は増加)	△67	△522
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△73	△1,054
長期未収入金の増減額 (△は増加)	164	△2
仕入債務の増減額 (△は減少)	32	△20
前受金の増減額 (△は減少)	60	374
その他	△4	△53
小計	△283	△805
利息及び配当金の受取額	40	24
利息の支払額	△11	△24
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△16	△20
営業活動によるキャッシュ・フロー	△271	△826
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△105
有形固定資産の取得による支出	△73	△634
無形固定資産の取得による支出	△35	△1
投資有価証券の取得による支出	—	△152
投資有価証券の売却による収入	54	38
子会社株式の取得による支出	—	※2 △870
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	44	—
貸付けによる支出	△572	—
貸付金の回収による収入	215	81
その他	△4	△4
投資活動によるキャッシュ・フロー	△371	△1,648
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△140	487
長期借入れによる収入	272	971
長期借入金の返済による支出	△84	△102
新株予約権の行使による株式の発行による収入	—	690
自己株式の取得による支出	△1	△0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△10	—
その他	△112	△16
財務活動によるキャッシュ・フロー	△76	2,029
現金及び現金同等物に係る換算差額	△11	16
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△731	△428
現金及び現金同等物の期首残高	1,595	864
現金及び現金同等物の期末残高	※1 864	※1 436

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 17社 (前連結会計年度 17社)

主要な連結子会社の名称

(株)アイロム、(株)アイロムPM、(株)アイクロスジャパン、(株)アイクロス、(株)アイロムOK、(株)イン、
I'ROM ASSET MANAGEMENT PTY LTD、(株)アイロムCS、MC フィールズ(株)、(株)IDファーマ、
(同)まちづくりサポート、I'ROM FRANCE SARL、(一社)ICR、(株)アスボ、(株)アイロムNA、
I'ROM VIETNAM CO. LTD.、CMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD

HEALTHY CLINICAL RESEARCH PTY LTDは当連結会計年度においてI'ROM ASSET MANAGEMENT PTY LTDに商号変更しております。

前連結会計年度において連結子会社でありました(株)アスボメディコ、(株)SOAピリカ及び(有)エクセルは、清算終了より、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 CJ PARTNERS(株)

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

持分法を適用していない関連会社の名称

(株)I&L Anti-Aging Management、(有)アイロムシステムサポート

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、I'ROM ASSET MANAGEMENT PTY LTDの決算日は6月30日、(一社)ICR及びI'ROM VIETNAM CO. LTD.の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

a. 製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

b. 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

c. 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 4～45年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益の計上基準

SMO事業収入は、治験症例単位ごとの業務終了に基づく検収基準により計上しております。なお、治験症例組入前の業務と治験症例組入後の業務とが区分されている契約については、治験症例単位ごとにそれぞれの業務終了に基づく検収基準によりSMO事業収入を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5年から20年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却を行っております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(連結損益及び包括利益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「雑収入」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」及び「関係会社株式売却損」は重要性金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に表示しておりました26百万円は、「雑収入」22百万円、「その他」3百万円として、「特別損失」の「固定資産除却損」及び「関係会社株式売却損」に表示しておりました、0百万円及び3百万円は、「その他」3百万円として組み替えております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券	1百万円	5百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
販売用不動産	－百万円	750百万円
投資有価証券	282百万円	300百万円
現金及び預金	－百万円	151百万円
建物及び構築物	－百万円	116百万円
合計	282百万円	1,318百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
長期借入金	172百万円	1,082百万円
短期借入金	－百万円	187百万円
一年内返済予定の長期借入金	－百万円	53百万円
合計	172百万円	1,323百万円

また、連結会社以外の借入金に対して、次の資産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
現金及び預金	－百万円	70百万円

(連結損益及び包括利益計算書関係)

※1 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
124 百万円	128 百万円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
車両運搬具	0 百万円	0 百万円
合計	0 百万円	0 百万円

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
車両運搬具	－ 百万円	0 百万円
工具、器具及び備品	0 百万円	－ 百万円
合計	0 百万円	0 百万円

※4 関係会社株式評価損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
(株)アイロムシステムサポート	－ 百万円	0 百万円

※ 5 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31 日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	100 百万円	△124 百万円
組替調整額	－ 百万円	－ 百万円
税効果調整前	100 百万円	△124 百万円
税効果額	35 百万円	－ 百万円
その他有価証券評価差額金	64 百万円	△124 百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	△8 百万円	13 百万円
組替調整額	－ 百万円	－ 百万円
税効果調整前	△8 百万円	13 百万円
税効果額	－ 百万円	－ 百万円
為替換算調整勘定	△8 百万円	13 百万円
その他の包括利益合計	55 百万円	△111 百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,623,665	－	－	10,623,665

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,215	1,060	130	12,145

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加 1,060株

単元未満株式の買増請求による減少 130株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第4回 ストック・オプション としての新株予約権	－	－	－	－	－	7
	第5回 ストック・オプション としての新株予約権	－	－	－	－	－	31
	第6回新株予約権	普通株式	1,680,000	－	1,680,000	－	－
計			1,680,000	－	1,680,000	－	38

(注) 1 目的となる株式の数の変動事由の概要

第6回新株予約権の減少は、当社による取得及び消却によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,623,665	800,000	—	11,423,665

(変動事由の概要)

第9回新株予約権の権利行使による増加 800,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,145	360	70	12,435

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加 360株

単元未満株式の買増請求による減少 70株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7
	第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	30
	第8回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	23
	第9回新株予約権	普通株式	—	800,000	800,000	—	—
計			—	800,000	800,000	—	60

(注) 1 目的となる株式の数の変動事由の概要

第9回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

第9回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

2 第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	864 百万円	541 百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	— 百万円	△105 百万円
現金及び現金同等物	864 百万円	436 百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにCMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTDを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該株式の取得価額と取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	37 百万円
固定資産	191 百万円
のれん	735 百万円
流動負債	△34 百万円
固定負債	△17 百万円
為替換算調整勘定	27 百万円
非支配株主持分	△69 百万円
株式の取得価額	871 百万円
現金及び現金同等物	△1 百万円
差引：取得のための支出	870 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入により資金調達を実施しております。

一時的な余資については、短期的な預金等、安全性の高い金融資産による運用に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との事業推進目的にて取得した株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、医療機関や提携先を対象とした貸付金は、その未回収部分につき、貸付先信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、各事業会社の業種ごとの商慣習による差異はあるものの、そのほとんどが一年内の支払期日であります。前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。預り金は、そのほとんどが一年内の支払期日であります。借入金と運転資金調達目的によるもので、預り保証金は、メディカルサポート事業における賃貸不動産に係る預り保証金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に関するリスクについては、各事業会社毎の与信管理ルールに従い、期日及び残高等を管理しております。

営業活動以外から発生する金融商品については、原則として当社財務部門を中心として、グループ全体を対象とした一括管理を実施しております。

投資有価証券である株式については、金融商品管理規程に従った取得及び管理が実施されており、特に事業推進目的で取得した株式については、発行会社の事業状況、経営成績等の調査を、定期的のみならず随時にも実施して状況の把握に努めております。

貸付金に関しては、貸付金規程に基づいて与信審査等を実施しております。

借入金等の流動性リスクについては、適時にグループ全体の資金繰計画を作成・更新することにより手元流動性の維持確保に努めております。

デリバティブ取引の執行・管理についてはデリバティブ運用規程に基づいて実施することとなっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	864	864	—
(2) 売掛金	862	862	—
(3) 短期貸付金	189	189	—
(4) 投資有価証券	711	711	—
(5) 長期貸付金 ※1	149		
貸倒引当金 ※2	△92		
	56	56	—
(6) 破産更生債権等	285		
貸倒引当金 ※2	△285		
	—	—	—
(7) 長期未収入金	45		
貸倒引当金 ※2	△22		
	23	23	—
(8) 差入保証金	593	593	—
資産計	3,302	3,302	—
(9) 買掛金	93	93	—
(10) 短期借入金	150	150	—
(11) 前受金	521	521	—
(12) 預り金	178	178	—
(13) 長期借入金 ※3	456	450	△6
(14) 預り保証金 ※4	279	277	△1
負債計	1,679	1,671	△7

※1 1年以内回収予定の長期貸付金を含めております。

※2 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

※4 流動負債の預り保証金を含めております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	541	541	—
(2) 売掛金	1,419	1,419	—
(3) 短期貸付金	121	121	—
(4) 投資有価証券	644	644	—
(5) 長期貸付金 ※1	131		
貸倒引当金 ※2	△92		
	39	39	—
(6) 破産更生債権等	285		
貸倒引当金 ※2	△285		
	—	—	—
(7) 長期未収入金	48		
貸倒引当金 ※2	△25		
	23	22	△1
(8) 差入保証金	546	543	△3
資産計	3,335	3,331	△4
(9) 買掛金	75	75	—
(10) 短期借入金	637	637	—
(11) 前受金	895	895	—
(12) 預り金	191	191	—
(13) 長期借入金 ※3	1,324	1,237	△87
(14) 預り保証金 ※4	286	283	△2
負債計	3,411	3,321	△90

※1 1年以内回収予定の長期貸付金を含めております。

※2 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

※4 流動負債の預り保証金を含めております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金、(6) 破産更生債権等、(7) 長期未収入金、(8) 差入保証金

これらの時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権等につきましては、回収可能性に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における貸借対照表から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(9) 買掛金、(10) 短期借入金、(11) 前受金、(12) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(13) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(14) 預り保証金

預り保証金の時価については、預り期間が見積もれる場合はその期間で割引計算を行っております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額（百万円）

区 分	前連結貸借対照表計上額 （平成28年 3 月31日）	当連結貸借対照表計上額 （平成29年 3 月31日）
非上場株式	38	3
関連会社株式	1	5
合計	39	8

非上場株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成28年 3 月31日）

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
現金及び預金	864	—	—	—
売掛金	862	—	—	—
短期貸付金	189	—	—	—
長期貸付金	5	48	2	92
長期未収入金	—	7	10	28
合計	1,921	55	12	121

当連結会計年度（平成29年 3 月31日）

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
現金及び預金	541	—	—	—
売掛金	1,419	—	—	—
短期貸付金	121	—	—	—
長期貸付金	4	35	—	92
長期未収入金	5	8	9	29
合計	2,091	43	9	122

4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成28年 3 月31日）

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
長期借入金	94	83	56	38	10	172

当連結会計年度（平成29年 3 月31日）

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
長期借入金	137	110	92	64	50	869

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	429	312	116
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	282	333	△50
合計		711	646	65

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額38百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	644	802	△157
合計		644	802	△157

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額3百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	3	—

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	38	3	—

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	7百万円	－百万円

(注) 株式報酬費用は、連結損益及び包括利益計算書において販売費及び一般管理費の「その他」に含まれております。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
特別利益の新株予約権戻入益	－百万円	0百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成25年10月1日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成21年6月26日	平成25年6月27日	平成28年5月24日
付与対象者の区分及び人数	当社並びに当社子会社の取締役 36名 当社並びに当社子会社の監査役 3名 当社並びに当社子会社の執行役員 8名	当社並びに当社子会社の取締役 14名 当社監査役 3名 当社並びに当社子会社の従業員 55名 社外協力者 1名	当社並びに当社子会社の取締役 17名 当社並びに当社子会社の執行役員及び従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 176,200株	普通株式 69,000株	普通株式 1,126,500株
付与日	平成21年9月1日	平成25年9月20日	平成28年6月9日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	税制非適格対象者については対象勤務期間の定めはありません。 (但し、優遇税制を受ける場合) 平成21年9月1日から 平成23年8月31日	なし	なし
権利行使期間	平成21年9月1日から 平成31年7月31日 (但し、優遇税制を受ける場合) 平成23年9月1日から 平成31年7月31日	平成27年9月14日から 平成34年9月13日	平成29年5月16日から 平成32年5月15日 (但し、権利確定条件のその他特約の条件に該当する場合) 平成30年5月16日から 平成33年5月15日

(注) 1 権利確定条件は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	提出会社		
	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成21年6月26日	平成25年6月27日	平成28年5月24日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	1,126,500
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	1,126,500
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	26,000	65,500	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効・消却	—	1,700	—
未行使残	26,000	63,800	—

②単価情報

	提出会社		
	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成21年6月26日	平成25年6月27日	平成28年5月24日
権利行使価格(円)	600	808	1,204
権利行使時 平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正 な評価単価(円)	2,629 (優遇税制) 2,873	4,772	2,043

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1百万円	2百万円
減価償却超過額	2百万円	－百万円
投資有価証券	19百万円	19百万円
貸倒引当金	154百万円	122百万円
税務上の繰越欠損金	3,736百万円	1,454百万円
その他	354百万円	69百万円
繰延税金資産小計	4,267百万円	1,668百万円
評価性引当額	△4,267百万円	△1,668百万円
繰延税金資産合計	－百万円	－百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△35百万円	－百万円
土地	△3百万円	△3百万円
資産除去債務に対応する除去費用	－百万円	△12百万円
繰延税金負債合計	△39百万円	△16百万円
繰延税金資産の純額	△39百万円	△16百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	－%	30.9%
(調整)		
評価性引当額の増減等	－%	14.3%
交際費等永久損金不算入項目	－%	2.3%
住民税均等割	－%	4.5%
繰越欠損金の控除	－%	△22.3%
その他	－%	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－%	28.9%

(注) 前連結会計年度については、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 CMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD

事業の内容 臨床試験事業

(2) 企業結合を行った主な理由

短期的な収益の拡大、および臨床試験のための技術や知識を当社グループへ移転することにより、次のような事業上の恩恵を受けることで、中長期的な企業価値を高めるためです。

(a) 国内SMOの品質の向上

(b) 国内SMOの受注強化

(c) 海外CRO事業の発展

(d) 自社遺伝子治療製剤開発品の臨床試験推進力の向上

(e) 臨床試験受託を通じた再生医療等製品を手掛けるグローバル企業との関係構築

(f) GMPベクター製造施設のための案件情報の獲得

(3) 企業結合日

平成28年12月15日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 企業結合後の名称

CMAX CLINICAL RESEARCH PTY LTD

(6) 取得した議決権比率

61%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによります。

2. 連結累計期間に係る連結損益及び包括利益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年12月31日をみなし取得日としているため、平成29年1月1日から平成29年3月31日までの業績が含まれております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	10,000千AUD (871百万円)
取得原価		10,000千AUD (871百万円)

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんのご金額

735百万円

なお、のれんのご金額は、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	37 百万円
固定資産	191 百万円
資産合計	228 百万円
流動負債	△34 百万円
固定負債	△17 百万円
負債合計	△51 百万円

6. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(共同支配企業の形成)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間については各除去債務の状況により個別に見積り、割引率については会計基準の適用時又は資産の取得時における国債利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	160 百万円	126 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 百万円	— 百万円
時の経過による調整額	1 百万円	0 百万円
新規連結に伴う増加額	— 百万円	— 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△34 百万円	△5 百万円
その他増減額 (△は減少)	△0 百万円	— 百万円
期末残高	126 百万円	122 百万円

(賃貸等不動産関係)

1. 当社グループでは、国内外において、賃貸用の施設等を所有しております。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	263百万円	307百万円
	期中増減額	44百万円	△8百万円
	期末残高	307百万円	299百万円
期末時価		322百万円	318百万円

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 前連結会計年度の期中増減額のうち主な増加は、不動産の取得56百万円であり、主な減少は、為替換算差額8百万円であります。

当連結会計年度の期中増減額のうち主な減少は、減価償却費4百万円であります。

3 時価の算定方法

当期末の国内の不動産の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。また、海外の不動産の時価は、現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

2. 賃貸等不動産に関する損益は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
賃貸収益	17百万円	6百万円
賃貸費用	4百万円	4百万円
差額	13百万円	1百万円
その他(売却損益等)	－百万円	－百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「SMO事業」、「メディカルサポート事業」、「新規事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「SMO事業」は、臨床試験の実施に係る業務の一部を実施医療機関から受託又は代行する支援業務であります。

「メディカルサポート事業」は、クリニックモールの設置及び賃貸、商品販売、それらに付随する業務等、医業経営を全般的かつ包括的に支援する事業であります。

「新規事業」は、治験依頼者である製薬企業等から治験に関わる業務の全部または一部を代行及び支援する事業を行うCRO事業、及び細胞工学に基づく細胞治療、再生医療や遺伝子創薬を行う先端医療事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成における会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額 (注3)
	SMO 事業	メディカル サポート 事業	新規事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	2,977	472	637	4,087	26	4,114	—	4,114
セグメント間の内部売 上高又は振替高	2	286	7	296	19	316	△316	—
計	2,980	759	644	4,384	46	4,430	△316	4,114
セグメント利益又は損失 (△)	214	72	88	374	△173	201	△682	△480
セグメント資産	2,008	1,497	1,277	4,783	1,098	5,882	87	5,969
その他の項目								
減価償却費	23	33	8	65	68	133	20	154
のれんの償却額	21	—	22	44	0	44	—	44
持分法投資損失(△)	—	—	—	—	—	—	△0	△0
持分法適用会社への 投資額	—	—	—	—	—	—	—	—
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	11	80	—	91	93	185	0	185

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額 △682百万円には、セグメント間取引消去 8 百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△690百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額87百万円には、セグメント間取引消去 △1,055百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産 1,143百万円が含まれております。全社資産は、主に現預金、投資有価証券であります。

(3) 持分法投資損失(△)の調整額△0 百万円は、各報告セグメントに属していない持分法投資の損失額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)の連結財務諸表計上額は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額 (注3)
	SMO 事業	メディカル サポート 事業	新規事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	3,611	540	723	4,876	14	4,890	—	4,890
セグメント間の内部売 上高又は振替高	8	292	7	307	173	481	△481	—
計	3,620	832	730	5,183	188	5,372	△481	4,890
セグメント利益又は損失 (△)	865	87	△5	948	△52	895	△683	212
セグメント資産	2,448	2,944	2,133	7,525	1,162	8,688	△169	8,518
その他の項目								
減価償却費	21	38	13	73	72	146	8	155
のれんの償却額	21	—	32	53	—	53	—	53
持分法投資利益	—	—	—	—	—	—	5	5
持分法適用会社への 投資額	—	—	—	—	—	—	5	5
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	14	619	1	635	—	635	—	635

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ITインフラを活用した事業等が含まれております。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額 △683百万円には、セグメント間取引消去△47百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△636百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額△169百万円には、セグメント間取引消去 △892百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産 722百万円が含まれております。全社資産は、主に現預金、投資有価証券であります。

(3) 持分法投資利益の調整額5百万円は、各報告セグメントに属していない持分法投資の利益額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)の連結財務諸表計上額は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 本邦の売上高の金額が、連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

日本	オーストラリア	フランス	合計
502百万円	119百万円	60百万円	682百万円

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益及び包括利益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 本邦の売上高の金額が、連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

日本	オーストラリア	フランス	合計
1,060百万円	305百万円	55百万円	1,422百万円

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益及び包括利益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	SMO事業	メディカルサポート事業	新規事業	計			
当期償却額	21	—	22	44	0	—	44
当期末残高	70	—	411	481	—	—	481

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	SMO事業	メディカルサポート事業	新規事業	計			
当期償却額	21	—	32	53	—	—	53
当期末残高	49	—	1,127	1,176	—	—	1,176

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	森 豊隆	当社 代表取締役	(被所有) 直接 42.57	資金の借入 資金の返済	資金の借入 資金の返済	150	短期借入金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	342.49円	378.73円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	△81.87円	18.77円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	—	18.72円

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△868	204
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△868	204
普通株式の期中平均株式数(株)	10,612,017	10,878,831
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	33,025
(うち新株予約権(株))	—	(33,025)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	第8回第新株予約権 新株予約権の数11,265個 (普通株式1,126,500株)

(重要な後発事象)

1. 取得による企業結合

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会において、株式会社エシックと株式交換を行い、同社を子会社化することを決議しました。また、平成29年6月1日付で株式交換が完了したことにより子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社エシック
事業の内容 治験施設支援業務（治験の実施に係る実施医療機関からの事務的な業務の受託又は代行）
- ② 企業結合を行った主な理由
SMO事業におけるシェア拡大及び更なる治験ネットワークの強化並びに収益力の向上を図るため。
- ③ 企業結合日 平成29年6月1日
- ④ 企業結合の法的形式 株式交換
- ⑤ 結合後の企業の名称 株式会社エシック
- ⑥ 取得した議決権比率 100%

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 当社普通株式
金額は確定しておりません。

(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

- ① 株式の種類別の交換比率
当社の普通株式1株：株式会社エシックの普通株式9.06～10.11
- ② 株式交換比率の算定方法
両社から独立した第三者算定期間である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。
- ③ 交付した株式数
70,000株

2. 子会社株式の譲渡

当社は、平成29年5月26日に連結子会社の㈱アイロムPMが保有する、同じく連結子会社である㈱アイロムOKの全株式を譲渡いたしました。

(1) 株式譲渡の理由

当社は、中期的な経営目標として先端医療製品の開発力が高い企業となることを掲げ、先端医療事業におけるGMPベクター製造施設・CPCの建設やオーストラリアの臨床試験事業のパイオニアであるCMA Xの取得等、各事業において積極的に事業を推進しています。中期的な目標の達成に向けて、当社の持つ経営資源を効率的に活用し、事業展開を加速することを目的として決定したものです。

(2) 譲渡する相手方の名称

譲渡先との守秘義務契約に基づき、開示を控えさせていただきます。

(3) 譲渡の時期

平成29年5月26日

(4) 当該子会社の名及び事業内容

- ① 名称 株式会社アイロムOK
- ② 事業内容 不動産管理

(5) 譲渡株式数及び譲渡後の所有株式数

- ① 譲渡株式数 960株
- ② 譲渡後の所有株式数 -株（議決権の数0個）

(6) 損益に与える影響

当該子会社株式の譲渡に伴い、翌連結会計年度において、特別利益約850百万円を計上いたします。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	150	637	1.8	—
1年以内に返済予定の長期借入金	94	137	1.8	—
1年以内に返済予定のリース債務	4	4	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	361	1,187	2.6	平成30年4月5日～ 平成63年11月5日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	16	11	—	平成30年4月27日～ 平成32年11月27日
合計	628	1,978		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なおリース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表上に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 1年以内に返済予定のリース債務及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）は、それぞれ連結貸借対照表上、流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。

3 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	110	92	64	50
リース債務	4	4	2	—

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
不動産賃貸借契約に伴う 原状回復義務	126	0	5	122

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	937	1,865	2,972	4,890
税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(△) (百万円)	△172	△214	△193	275
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (百万円)	△168	△216	△212	204
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△15.88	△20.39	△19.86	18.77

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△15.88	△4.51	0.34	36.53

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	213	112
売掛金	※1 838	※1 902
前払費用	8	16
関係会社短期貸付金	513	643
未収入金	※1 49	※1 161
その他	※1 21	※1 32
流動資産合計	1,644	1,868
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17	16
車両運搬具	10	6
工具、器具及び備品	4	3
有形固定資産合計	33	26
無形固定資産		
ソフトウェア	5	3
その他	0	0
無形固定資産合計	6	3
投資その他の資産		
投資有価証券	429	301
関係会社株式	2,336	3,113
長期貸付金	142	127
長期前払費用	—	14
破産更生債権等	285	285
敷金及び保証金	204	204
その他	26	24
貸倒引当金	△394	△391
投資その他の資産合計	3,030	3,678
固定資産合計	3,069	3,709
資産合計	4,713	5,578

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 3 月31日)	当事業年度 (平成29年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 551	※1 703
未払金	※1 89	※1 84
未払法人税等	3	43
その他	※1 68	※1 202
流動負債合計	712	1,034
固定負債		
長期借入金	27	—
繰延税金負債	35	4
資産除去債務	19	19
その他	32	16
固定負債合計	115	40
負債合計	827	1,074
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,037	3,384
資本剰余金		
資本準備金	996	1,343
その他資本剰余金	0	0
資本剰余金合計	996	1,343
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△250	△145
利益剰余金合計	△250	△145
自己株式	△15	△15
株主資本合計	3,766	4,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	80	△123
評価・換算差額等合計	80	△123
新株予約権	38	60
純資産合計	3,885	4,503
負債純資産合計	4,713	5,578

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
売上高	※1 766	※1 731
売上原価	40	57
売上総利益	726	674
販売費及び一般管理費	※1、2 690	※1、2 624
営業利益	35	50
営業外収益		
受取利息	※1 38	※1 24
為替差益	—	14
雑収入	4	8
その他	12	2
営業外収益合計	55	49
営業外費用		
支払利息	※1 14	※1 11
為替差損	28	—
貸倒引当金繰入額	381	—
その他	0	0
営業外費用合計	425	11
経常利益又は経常損失 (△)	△334	89
特別利益		
子会社清算益	—	26
新株予約権戻入益	—	0
特別利益合計	—	26
特別損失		
子会社清算損	—	0
その他	20	—
特別損失合計	20	0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△354	115
法人税、住民税及び事業税	△9	5
法人税等調整額	△5	4
法人税等合計	△14	10
当期純利益又は当期純損失 (△)	△339	105

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	3,037	996	－	996	89	89	△14	4,108
当期変動額								
当期純損失（△）					△339	△339		△339
自己株式の取得							△1	△1
自己株式の処分			0	0			0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	0	0	△339	△339	△1	△341
当期末残高	3,037	996	0	996	△250	△250	△15	3,766

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△0	△0	99	4,206
当期変動額				
当期純損失(△)				△339
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	80	80	△60	20
当期変動額合計	80	80	△60	△320
当期末残高	80	80	38	3,885

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,037	996	0	996	△250	△250	△15	3,766
当期変動額								
新株の発行(新株予約権の行使)	347	347		347				694
当期純利益					105	105		105
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			△0	△0			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	347	347	△0	347	105	105	△0	799
当期末残高	3,384	1,343	0	1,343	△145	△145	△15	4,566

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	80	80	38	3,885
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				694
当期純利益				105
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△204	△204	22	△182
当期変動額合計	△204	△204	22	617
当期末残高	△123	△123	60	4,503

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、時価と比較する取得原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 4～15年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「固定資産」の「長期未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度において「固定資産」の「長期未収入金」に表示しておりました21百万円、「その他」5百万円は、「その他」26百万円として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「雑収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。また、前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」及び「特別損失」の「関係会社株式売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度において、「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」に表示しておりました8百万円、「その他」8百万円は、「雑収入」4百万円、「その他」12百万円として、「特別損失」の「関係会社株式売却損」に表示しておりました20百万円は、「その他」20百万円として組み替えております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
短期金銭債権	896百万円	1,090百万円
短期金銭債務	439百万円	372百万円

2 保証債務

(1) 下記の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
(株)アイロムPM	158百万円	960百万円
(株)アイロムCS	31百万円	21百万円
I'ROM ASSET MANAGEMENT PTY LTD	172百万円	293百万円
合計	362百万円	1,275百万円

(2) 下記の会社の工事請負契約について、履行保証を行っております。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
(株)アイロムPM	606百万円	－百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	763百万円	727百万円
販売費及び一般管理費	66百万円	44百万円
営業取引以外の取引による取引高	26百万円	20百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
役員報酬	77百万円	69百万円
給料手当及び賞与	219百万円	201百万円
地代家賃	110百万円	44百万円
減価償却費	20百万円	8百万円
旅費交通費	61百万円	67百万円
支払手数料	102百万円	111百万円
おおよその割合		
販売費	0%	0%
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額が次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
子会社株式	2,336	3,112
関連会社株式	0	0
合計	2,336	3,113

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産・負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券	19 百万円	19 百万円
貸倒引当金	152 百万円	120 百万円
子会社株式	377 百万円	377 百万円
税務上の繰越欠損金	869 百万円	832 百万円
その他	511 百万円	23 百万円
繰延税金資産小計	1,930 百万円	1,373 百万円
評価性引当額	△1,930 百万円	△1,373 百万円
繰延税金資産合計	－ 百万円	－ 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△35 百万円	－ 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	－ 百万円	△4 百万円
繰延税金負債合計	△35 百万円	△4 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△35 百万円	△4 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	－%	30.9%
(調整)		
評価性引当額の増減等	－%	4.1%
交際費等永久欠損金不算入項目	－%	1.8%
住民税均等割	－%	2.0%
連結納税による影響	－%	△30.4%
その他	－%	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－%	9.1%

(注) 前事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物及び構築物	26	—	—	1	26	10
	車両運搬具	15	—	—	3	15	8
	工具、器具及び備品	23	—	—	0	23	19
	計	65	—	—	6	65	38
無形固定資産	ソフトウェア	17	—	—	2	17	13
	その他	0	—	—	0	0	0
	計	18	—	—	2	18	14

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	394	0	2	391

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL http://www.iromgroup.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 平成25年6月27日開催の定時株主総会により平成25年10月1日を効力発生日として、定款の一部変更を行い、当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第19期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月28日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及び その添付書類			平成28年6月28日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書 及び確認書	事業年度 (第20期第1四半期)	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	平成28年8月12日 関東財務局長に提出
	事業年度 (第20期第2四半期)	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月14日 関東財務局長に提出
	事業年度 (第20期第3四半期)	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月14日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書		平成28年7月5日 関東財務局長に提出
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書		平成28年7月7日 関東財務局長に提出
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）の規定に基づく臨時報告書		平成29年4月7日 関東財務局長に提出
(5) 有価証券届出書及び その添付書類	新株予約権証券に係る有価証券届出書		平成28年10月13日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月28日

株式会社アイロムグループ

取締役会 御 中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木 村 直 人 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイロムグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイロムグループ及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 「重要な後発事象 1.」に記載されているとおり、会社は、平成29年3月31日付けで株式会社エシックとの間で締結した株式交換契約に基づき、会社を株式交換完全親会社、株式会社エシックを株式交換完全子会社とする株式交換を平成29年6月1日付けで実施している。
 2. 「重要な後発事象 2.」に記載されているとおり、会社の連結子会社である株式会社アイロムPMは、平成29年5月26日付けで同じく会社の連結子会社である株式会社アイロムOKの全株式を第三者に譲渡している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成28年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイロムグループの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アイロムグループが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月28日

株式会社アイロムグループ
取締役会 御 中

監査法人アヴァンティア

代 表 社 員 公認会計士 小 笠 原 直 印
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 木 村 直 人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイロムグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイロムグループの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】

内部統制報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成29年6月28日

【会社名】

株式会社アイロムグループ

【英訳名】

I'rom Group Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 森 豊隆

【最高財務責任者の役職氏名】

該当事項はありません。

【本店の所在の場所】

東京都千代田区富士見二丁目10番2号

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長森豊隆は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようというものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象となる業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社17社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、持分法適用会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月28日
【会社名】	株式会社アイロムグループ
【英訳名】	I'rom Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 豊隆
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目10番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 森 豊隆は、当社の第20期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

